介護サービス事業者
基準確認シート
（令和８年度版）

令和８年６月

地域密着型通所介護
（療養通所介護は除く）

第１号通所事業

指定番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入年月日 ＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿日

さいたま市

基準確認シートについて

1　趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営並びに介護給付費の算定に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

2　実施方法

①　毎年定期的に基準確認を行ってください。

②　複数の職員で検討の上、点検してください。

③　点検結果について、該当する項目へチェックを入れてください。

3　留意事項

①　事業所への運営指導が行われるときは、併せて１ページ目の「事業所概要」を記入し、他の必要書類とともに市へ提出してください。この場合、控えを必ず保管してください。

②　この基準確認シートは地域密着型通所介護の基準を基に作成していますが、地域密着型通所介護事業者が介護予防通所介護サービス事業者、交流型通所サービス事業者又は運動型通所サービス事業者の指定を併せて受け、かつ地域密着型通所介護の事業と介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス又は運動型通所サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合には、介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス又は運動型通所サービスについても地域密着型通所介護の基準に準じて（地域密着型通所介護を介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス又は運動型通所サービスに読み替えて）一緒に点検してください。なお、網掛け部分については、介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス又は運動型通所サービスの事業独自の基準です。また、共生型地域密着型通所介護事業所については「地域密着型通所介護」を「共生型地域密着型通所介護」に読み替えて点検してください。

③　令和８年度改定で拡充された「介護職員等処遇改善加算」については、令和８年６月１日施行の改正後の基準を記載し、告示での改正部分には下線を付しています。改正前の基準に基づいて令和８年４月・５月に適用となる「介護職員等処遇改善加算」は省略しています。

④　令和８年６月の算定分から適用される「やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い」については、改正部分に下線を付しています。

⑤　この「基準確認シート」は、令和８年６月１日までの情報により作成しています。省令や告示、通知などは随時改正される場合がありますので、必要に応じて、厚生労働省のウェブサイト「介護保険最新情報」などを確認してください。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

○ 条　　例 …	さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月27日さいたま市条例第73号）
○ 法　　…	介護保険法（平成９年12月17日法律第123号）
○ 施　行　令 …	介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）
○ 施 行 規 則 …	介護保険法施行規則（平成11年３月31日厚生省令第36号）
○ 「平１８厚令３４」 …	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令第３４号）
○ 「平１８-0331004」 …	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成１８年３月３１日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）
○ 「平１８厚告１２６」 …	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省告示第126号）
○ 「平１８-0331005」 …	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１８年３月３１日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）
○ 「平２７厚労告９４」 …	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９４号）
○ 「平２７厚労告９５」 …	厚生労働大臣が定める基準（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９５号）
○ 「平２７厚労告９６」 …	厚生労働大臣が定める施設基準（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９６号）
○ 「平１２厚告２７」 …	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成１２年２月１０日厚生省告示第２７号）
○ 「平２１厚労告８３」 …	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成２１年３月１３日厚生労働省告示第８３号）
○ 「高齢者虐待防止法」 …	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号）
○ 「市告示513」	さいたま市介護予防通所介護サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成29年さいたま市告示第513号）
○ 「市告示514」	さいたま市交流型通所サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成29年さいたま市告示第514号）
○ 「市告示515」	さいたま市運動型通所サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成29年さいたま市告示第515号）
○ 「市通知」	さいたま市介護予防通所介護サービス・さいたま市交流型通所サービス・さいたま市運動型通所サービスの基準について（平成29年4月28日さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課長通知）
○ 「総合事業基準通知」	介護保険法施行規則第140条の63の6第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（令和6年3月15日老認発0315第4号）
○ 「市告示129」	さいたま市第１号事業に要する費用の額の算定に関する基準（平成29年さいたま市告示第129号）
○ 「総合事業費用通知」	介護保険法施行規則第140条の63の2第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和3年3月19日老認発0319第3号）

基準確認シート　目　次

項目	内　　容	ページ
第 1	**一般原則**	
1-1	一般原則	2
第 2	**基本方針**	
2-1	地域密着型通所介護の基本方針	2
2-2	介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス、運動型通所サービスの基本方針	2
第 3	**人員に関する基準**	
3-1	用語の定義等	2
3-2	従業者の員数	4
3-3	介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス、運動型通所サービスの人員基準	7
3-4	管理者	7
3-5	共生型地域密着型通所介護の人員基準	8
第 4	**設備に関する基準**	
4-1	設備及び備品等	8
4-2	介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス、運動型通所サービスの設備基準	9
4-3	共生型地域密着型通所介護の設備基準	10
第 5	**運営に関する基準**	
5-1	内容及び手続きの説明及び同意	10
5-2	提供拒否の禁止	11
5-3	サービス提供困難時の対応	11
5-4	受給資格等の確認	11
5-5	要介護認定の申請に係る援助	11
5-6	心身の状況等の把握	11
5-7	居宅介護支援事業者等との連携	11
5-8	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	12
5-9	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	12
5-10	居宅サービス計画等の変更の援助	12
5-11	サービスの提供の記録	12
5-12	利用料等の受領	12
5-13	保険給付の請求のための証明書の交付	14
5-14	指定地域密着型通所介護の基本取扱方針	14
5-15	介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス、運動型通所サービスの基本取扱方針	15
5-16	指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針	15
5-17	地域密着型通所介護計画の作成	16
5-18	介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス、運動型通所サービスの具体的取扱方針	17
5-19	介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス、運動型通所サービスの提供に当たっての留意点	18
5-20	（介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス、運動型通所サービス）安全管理体制等の確保	18
5-21	利用者に関する市町村への通知	18
5-22	緊急時等の対応	19
5-23	管理者の責務	19
5-24	運営規程	19
5-25	勤務体制の確保等	20
5-26	業務継続計画の策定等	22
5-27	定員の遵守	23
5-28	非常災害対策	23
5-29	衛生管理等	24
5-30	掲示	26
5-31	秘密保持等	26
5-32	広告	27

項目	内　　容	ページ
5-33	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	27
5-34	苦情処理	27
5-35	地域との連携等	28
5-36	事故発生時の対応	29
5-37	虐待の防止	29
5-38	会計の区分	31
5-39	記録の整備	32
5-40	電磁的記録等	32
5-41	共生型地域密着型通所介護の運営に関する技術的支援	33
5-42	共生型地域密着型通所介護に関するその他の留意事項	33
第 6	**変更の届出**	
6-1	変更の届出	33
第 7	**介護給付費等の算定及び取扱い** ※以下（　）内の略称　予防通所：介護予防通所介護サービス、交流型：交流型通所サービス、運動型：運動型通所サービス	
7-1	基本的事項（地域密着型通所介護）	34
7-2	基本報酬の取扱い（地域密着型通所介護）	34
7-3	所要時間による区分の取扱い（地域密着型通所介護）	34
7-4	介護予防通所介護サービス費、交流型通所サービス費、運動型通所サービス費（基本報酬）	35
7-5	定員超過・人員基準欠如減算（地域密着型通所介護・予防通所・交流型・運動型）	36
7-6	高齢者虐待防止措置未実施減算（地域密着型通所介護・予防通所・交流型・運動型）	38
7-7	業務継続計画未策定減算（地域密着型通所介護・予防通所・交流型・運動型）	38
7-8	２時間以上３時間未満の地域密着型通所介護を行う場合の取扱い（地域密着型通所介護）	38
7-9	連続して延長サービスを行った場合の加算の取扱い（地域密着型通所介護）	39
7-10	感染症・災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の加算（地域密着型通所介護）	39
7-11	共生型地域密着型通所介護を行う場合	39
7-12	生活相談員配置等加算（共生型地域密着型通所介護のみ）	40
7-13	中山間地域等居住者サービス提供加算（地域密着型通所介護・予防通所）	40
7-14	入浴介助加算（地域密着型通所介護）	40
7-15	中重度者ケア体制加算（地域密着型通所介護）	42
7-16	生活機能向上連携加算（地域密着型通所介護・予防通所）	43
7-17	生活機能向上グループ活動加算（予防通所）	46
7-18	個別機能訓練加算（地域密着型通所介護）	48
7-19	ＡＤＬ維持等加算（地域密着型通所介護）	52
7-20	認知症加算（地域密着型通所介護）	53
7-21	若年性認知症利用者受入加算（地域密着型通所介護・予防通所）	54
7-22	栄養アセスメント加算（地域密着型通所介護・予防通所）	55
7-23	栄養改善加算（地域密着型通所介護・予防通所）	56
7-24	口腔・栄養スクリーニング加算（地域密着型通所介護・予防通所）	58
7-25	口腔機能向上加算（地域密着型通所介護・予防通所）	60
7-26	一体的サービス提供加算（予防通所）	62
7-27	科学的介護推進体制加算（地域密着型通所介護・予防通所）	62
7-28	同一建物等に居住する利用者に対する取扱い（地域密着型通所介護・予防通所）	63
7-29	送迎を行わない場合（地域密着型通所介護・予防通所・交流型・運動型）	63
7-30	サービス提供体制強化加算（地域密着型通所介護・予防通所）	64
7-31	介護職員等処遇改善加算（地域密着型通所介護・予防通所・交流型・運動型）	65
7-32	サービス種類相互の算定関係（地域密着型通所介護・予防通所・交流型・運動型）	70

事業所概要（地域密着型通所介護）

サービス提供体制等

当該地域密着型通所介護事業所で、介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業の指定を併せて受け、一体的に運営している場合		□介護予防通所介護サービス □交流型通所サービス □運動型通所サービス				※提供している区分にチェックを入れてください
共生型地域密着型通所介護の指定を受けている場合		（障害福祉サービスでの指定区分） □生活介護　□自立訓練　□児童発達支援　□放課後等デイ				
地域密着型通所介護、介護予防通所介護サービス	サービス提供時間（単位ごと）	1単位目	：　～　： （　時間　分）	2単位目	：　～　： （　時間　分）	
	利用定員		人		人	
交流型通所サービス	サービス提供時間（単位ごと）		：　～　： （　時間　分）		：　～　： （　時間　分）	
	利用定員		人		人	
運動型通所サービス	サービス提供時間（単位ごと）		：　～　： （　時間　分）		：　～　： （　時間　分）	
	利用定員		人		人	
延長サービスの実施 （8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合）		（ 有 ・ 無 ） 「有」の場合、延長サービスの時間 ：　～　：				
「食堂・機能訓練室」の合計面積		㎡（壁の内側（内法）での面積で計測した有効面積）				
宿泊サービスの実施に関する届出		（ 有 ・ 無 ）				
併設又は隣接する高齢者向け集合住宅 （特定施設入居者生活介護の指定を受けていない「住宅型有料老人ホーム」又は「サービス付き高齢者向け住宅」）		（ 有 ・ 無 ） 「有」の場合、当該高齢者向け集合住宅の名称 （　）				
他の併設事業所の種別（介護サービス）		例）居宅介護支援、訪問介護				

注　単位ごとのサービス提供時間・利用定員が上記の表内に記入できない場合は、別紙に記入してください。

地域密着型通所介護、介護予防通所介護サービスの１月間の利用者数の平均

※　地域密着型通所介護と介護予防通所介護サービスを一体的に運営している場合、利用者数は、地域密着型通所介護の利用者数と介護予防通所介護サービスの利用者数を合計してください。

		基準月の前々月 令和　年　月	基準月の前月 令和　年　月	基準月 令和　年　月
当該月のサービス提供日数　a				
1単位目	サービス提供日ごとに同時にサービスの提供を受けた利用者の最大実人数の当該月の合計　b			
	利用者数の平均　b／a（小数点以下切り上げ）			
2単位目	サービス提供日ごとに同時にサービスの提供を受けた利用者の最大実人数の当該月の合計　c			
	利用者数の平均　c／a（小数点以下切り上げ）			

注１　基準月は運営指導実施日の前々月とする。
注２　上記の表内に記入できない場合は、別紙に記入してください。

基準確認シート

項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令
第１　一般原則			
1-1 一般原則	①　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	□はい □いいえ	条例 第３条第１項 平 18 厚令 34 第３条第１項
	②　地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	□はい □いいえ	条例 第３条第２項 平 18 厚令 34 第３条第２項
	③　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	□はい □いいえ	条例 第3条第3項 平 18 厚令 34 第3条第3項
	④　法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	□はい □いいえ	条例 第3条第4項 平 18 厚令 34 第3条第4項
	※　地域密着型サービスの提供に当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。 　この場合において、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ：Long-term care Information system For　Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。		平18-0331004 第3の1の4(1)
第２　基本方針			
2-1 地域密着型通所介護の基本方針	地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。	□はい □いいえ	条例 第 60 条の 2 平 18 厚令 34 第 19 条
2-2 介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス、運動型通所サービスの基本方針	介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス、運動型通所サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。 ＜介護予防通所介護サービス＞ ・　機能訓練や入浴・食事などの介護を行うサービス ＜交流型通所サービス＞ ・　他者との交流が必要な利用者を対象に、半日程度の多様な機能訓練を行うサービス ＜運動型通所サービス＞ ・　運動器の機能向上が必要な利用者を対象に、短時間の体操などによる機能訓練を行うサービス	□はい □いいえ □非該当	市告示513 第5条、 市告示514 第5条、 市告示515 第５条
第３　人員に関する基準			
3-1 用語の定義等	**「常勤換算方法」** 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。 この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者と認知症対応型共同生活介		平18-0331004 第2の2の(1)

	護事業所の介護従業者を兼務する場合、小規護多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、小規護多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第１３条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第２３条第１項、同条第３項又は同法第２４条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、３０時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とします。		
	「勤務延時間数」 勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とします。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。		平18-0331004 第２の２の(2)
	「常勤」 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）に達していることをいうものです。 ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を３０時間として取り扱うことを可能とします。		平18-0331004 第２の２の(3)
	※　同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、一の事業者によって行われる訪問介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、訪問介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第６５条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第２号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第２３　条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第２４条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。		
	「専ら従事する・専ら提供に当たる」 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。 この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。		平18-0331004 第２の２の(4)
	「従業者の員数」「単位」 地域密着型通所介護の「単位」とは、同時に、一体的に提供される地域密着型通所介護をいうものです。 例えば、次のような場合には、２単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。		平18-0331004 第３２の２ 1(1)①

	ア　地域密着型通所介護が同時に一定の距離を置いた２つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえない場合 イ　午前と午後とで別の利用者に対して地域密着型通所介護を提供する場合 また、利用者ごとに策定した地域密着型通所介護計画に位置づけられた内容の地域密着型通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して地域密着型通所介護を行うことも可能です。 なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意してください。		
	※　８時間以上９時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置してください。		平18-0331004 第３２の２ 1(1)②
	※　生活相談員、介護職員及び利用定員が10人以下の場合に認められる看護職員又は介護職員の人員配置については、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準に定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定めたものです。 必要な勤務延時間数が確保されれば、当該職種の従業員の員数は問いません。		平18-0331004 第３２の２ 1(1)③
	※　利用者の数又は利用定員は、単位ごとの地域密着型通所介護についての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものです。 従って、例えば、１日のうちの午前の提供時間帯に利用者10人に対して地域密着型通所介護を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して地域密着型通所介護を提供する場合であって、それぞれの地域密着型通所介護の定員が10人である場合には、当該事業所の利用定員は10人、必要となる介護職員は午前午後それぞれにおいて利用者10人に応じた数ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではありません。		平18-0331004 第３２の２ 1(1)⑦
	※　同一事業所で複数の単位の地域密着型通所介護を同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものです。		平18-0331004 第３２の２ 1(1)⑧
3-2 従業者の員数	※　地域密着型通所介護と介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス又は運動型通所サービスを同一の事業所で一体的に運営していない場合には、区分して実施するサービスごとに人員基準を満たす必要があります。 ※　共生型地域密着型通所介護の人員基準は、3-5のとおり。		
生活相談員 （地域密着型通所介護・介護予防通所介護サービス）	①　地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該地域密着型通所介護を提供している時間帯に、専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる生活相談員を1人以上配置していますか。 ※　生活相談員は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第５条第２項に定める生活相談員に準ずるものとしています。 ア　社会福祉法第１９条第１項各号のいずれかに該当する者 ①　大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 ②　都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 ③　社会福祉士 ④　厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 ⑤　上記①から④と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの（精神保健福祉士、大学において法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者） イ　これと同等以上の能力を有すると認められる者 市では、介護支援専門員、介護福祉士を同等の能力を有する者として認めています。 ※　生活相談員については、地域密着型通所介護の単位の数にかかわらず、次の計算式のとおり地域密着型通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものです。	□はい □いいえ	条例 第60条の3 第1項第1号 平18厚令34 第20条第1項 第1号 平18-0331004 第３２の２ 1(2) 平18-0331004 第３２の２ 1(1)④

	ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）とします。 （確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式） 提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数 例えば、１単位の地域密着型通所介護を実施している事業所の提供時間数を６時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を提供時間数である６時間で除して得た数が１以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず６時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。 また、例えば午前９時から正午、午後１時から午後６時の２単位の地域密着型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前９時から午後６時（正午から午後１時までを除く。）となり、提供時間数は８時間となることから、従業者の員数にかかわらず８時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。 ※　地域密着型通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、地域密着型通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、 ・　サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間 ・　利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間 ・　地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができます。 ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものです。 ※　生活相談員の事業所外での活動に関しては、事業所において、その活動や取組を記録しておく必要があります。		
	②　生活相談員又は介護職員（利用定員が10人以下の事業所では、看護職員又は介護職員）のうち1人以上を常勤としていますか。	□はい □いいえ	条例 第60条の3第7項 平18厚令34 第20条第7項
看護職員 （地域密着型通所介護・介護予防通所介護サービス）	①　地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を1人以上配置していますか。 ※　利用定員が10人以下の事業所では、看護職員を置かないことができます。 ※　看護職員は、次のいずれかの資格を有している者をいいます。 ア　看護師 イ　准看護師 ※　看護職員については、地域密着型通所介護事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能です。 具体的な取扱いは以下のとおりとします。 ア　地域密着型通所介護事業所の従業者により確保する場合 提供時間帯を通じて、専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、地域密着型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとします。 イ　病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合 看護職員が地域密着型通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと地域密着型通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとします。 なお、アとイにおける「密接かつ適切な連携」とは、地域密着型通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することです。 ※　看護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている「人員基準欠	□はい □いいえ	条例 第60条の3第1項第2号，第2項 平18厚令34 第20条第1項 第2号，第2項 平18-0331004 第３２の２ 1(1)⑥

	如」の場合、介護給付費が減額されます。詳しくは、「7-5　定員超過・人員基準欠如減算」をご参照ください。		
介護職員 （地域密着型通所介護・介護予防通所介護サービス・交流型通所サービス・運動型通所サービス）	①　地域密着型通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる介護職員を、利用者の数が１５人までの場合にあっては１以上、１５人を超える場合にあっては、１５人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保していますか。 ※　利用者の数について 地域密着型通所介護、介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス、運動型通所サービスを同一の事業所で一体的に運営している場合については、それぞれの利用者の合計数となります。	□はい □いいえ	条例 第60条の3第1項第3号 平18厚令34 第20条第1項第3号
	②　生活相談員又は介護職員（利用定員が10人以下の事業所では、看護職員又は介護職員）のうち1人以上を常勤としていますか。	□はい □いいえ	条例 第60条の3第7項 平18厚令34 第20条第7項
	③　地域密着型通所介護の単位ごとに、介護職員（利用定員が10人以下の事業所では、看護職員又は介護職員）を常時1人以上、従事させていますか。	□はい □いいえ	条例 第60条の3第1項第3号 平18厚令34 第20条第1項第3号
	※　利用者について 当該事業者が法第１１５条の４５第１項第１号ロに規定する第１号通所事業（旧介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）の指定を併せて受け、かつ、これらが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該第１号通所事業の利用者を含みます。		条例 第60条の3第1項第3号 平18厚令34 第20条第1項第3号
	※　介護職員については、地域密着型通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となるものであり、確保すべき勤務延時間数は、次の計算式のとおり提供時間数及び利用者数から算出されます。なお、ここでいう提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とします。 （確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式） ・利用者数１５人まで 単位ごとに確保すべき勤務延時間数 ＝平均提供時間数 ・利用者数１６人以上 単位ごとに確保すべき勤務延時間数 ＝【（利用者数－１５）÷５＋１】×平均提供時間数 ※平均提供時間数 ＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数 例えば、利用者数18人、提供時間数を5時間とした場合、（１８－１５）÷５＋１＝１．６となり、5時間の勤務時間数を1.6名分確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず、５×１．６＝８時間の勤務延時間数分の人員配置が必要となります。 なお、介護職員については、地域密着型通所介護の単位ごとに常時1名以上確保することとされていますが、これは、介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時1名以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意してください。 また、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるとされたことから、例えば複数の単位の地域密着型通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員が常に1名以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能です。		平18-0331004 第３　２の２ 1(1)⑤

	※　介護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている「人員基準欠如」の場合、介護給付費が減額されます。詳しくは、「7-5　定員超過・人員基準欠如減算」をご参照ください。		
機能訓練指導員 （地域密着型通所介護・介護予防通所介護サービス・運動型通所サービス）	機能訓練指導員を１以上配置していますか。 ※　地域密着型通所介護・介護予防通所介護サービスの機能訓練指導員は、次のいずれかの資格を有している必要があります。 ア　理学療法士 イ　作業療法士 ウ　言語聴覚士 エ　看護職員 オ　柔道整復師 カ　あん摩マッサージ指圧師 キ　はり師・きゅう師 ※　はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります。 ※　運動型通所サービスでの機能訓練指導員は、次のいずれかの資格を有している必要があります。 (1)　医師　(2)　保健師　(3)　看護職員 (4)　理学療法士　(5)　作業療法士　(6)　言語聴覚士 (7)　柔道整復師　(8)　あん摩マッサージ指圧師 (9)　はり師・きゅう師（東京都健康長寿医療センターが実施する「介護予防運動指導員養成事業」を修了し登録された者に限る。） (10)　介護予防運動指導員（東京都健康長寿医療センターが実施する「介護予防運動指導員養成事業」を修了し登録された者） (11)　健康運動指導士（健康・体力づくり事業財団が実施する健康運動指導士養成講習会を修了し登録された者） (12)　市長が運動型通所サービスを実施するために必要な専門的知識を有すると認めた者 ※　運動型通所サービス事業所に従事する介護職員のうち、以下のサービス種類の事業所で通算５年以上（週１６時間以上の実務経験を通算して５年以上）の実務経験を有し、機能訓練の実施に関する知識を有する者 ・（介護予防）通所介護、介護予防通所介護サービス、運動型通所サービス ・（介護予防）通所リハ　・（介護予防）短期入所生活介護 ・（介護予防）短期入所療養介護　・地域密着型通所介護 ・（介護予防）認知症対応型通所介護　・介護老人保健施設 ※　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができます。 ※　利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。	□はい □いいえ	条例 第60条の3第1項第4号，第6項 平18厚令34 第20条第1項 第4号，第6項 平18-0331004 第３２の２ 1(3)
3-3 介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス、運動型通所サービスの人員基準	介護予防通所介護サービス事業者（交流型通所サービス事業者、運動型通所サービス事業者）が地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護サービス（交流型通所サービス、運動型通所サービス）の事業と地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営している場合については、地域密着型通所介護事業における人員に関する基準（上記3-2）を満たすことをもって、_介護予防通所介護サービス（交流型通所サービス、運動型通所サービス）の事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		市告示513 第6条第8項、 市告示514 第6条第5項、 市告示515 第6条第6項
3-4 管理者 （共生型地域密着型通所介護は3-5のとおり）	地域密着型通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ※　以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ア　当該事業所で地域密着型通所介護従業者としての職務に従事する場合	□はい □いいえ	条例 第60条の4 平18厚令34 第21条 平18-0331004

	イ　同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該地域密着型通所介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問いませんが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該地域密着型通所介護事業所に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられます。）		第3　2の2 1(4)
3-5 共生型地域密着型通所介護の人員基準	生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所（以下「生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該生活介護事業所等が提供する生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、児童発達支援又は放課後等デイサービス（以下「生活介護等」という。）の利用者の数を生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該生活介護事業所等として必要とされる数以上配置していますか。 ア　従業者 生活介護事業所等の従業者の員数が、共生型地域密着型通所介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該生活介護事業所等として必要とされる数以上となります。 この場合において、生活介護事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっていますが、その算出に当たっては、共生型地域密着型通所介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分５とみなして計算してください。 イ　管理者 地域密着型通所介護の基準と同様です。 なお、共生型地域密着型通所介護事業所の管理者と生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えありません。	□はい □いいえ □非該当	条例 第60条の20の2第1号 平18厚令34 第37条の2 第1号 平18-0331004 第3 2の2 4(1)
第４　設備に関する基準			
4-1 設備及び備品等 （共生型地域密着型通所介護は4-3のとおり）	食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 ※　設備は、専ら当該地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければなりません。ただし、利用者に対する地域密着型通所介護の提供に支障がない場合はこの限りではありません。 ※　地域密着型通所介護事業所と居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるものは共用が可能です。 ただし、地域密着型通所介護事業所の機能訓練室等と、地域密着型通所介護事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとします。 ア　当該部屋等において地域密着型通所介護事業所の機能訓練室等と通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。 イ　地域密着型通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が、地域密着型通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。 ※　玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がありませんが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能	□はい □いいえ	条例 第60条の5第1項,第3項 平18厚令34 第22条 第1項,第3項 平18-0331004 第3 2の2 2(4)

	です。 ※　設備を共用する場合、地域密着型通所介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めているところですが、衛生管理等に一層努めてください。		
食堂及び機能訓練室	食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３㎡に利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。 ※　上記にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができます。 ※　狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきものではありません。ただし、地域密着型通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的な地域密着型通所介護の提供が期待される場合はこの限りではありません。 ※　地域密着型通所介護、介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス、運動型通所サービスを同一の事業所で一体的に行っている場合、食堂及び機能訓練室の合計した面積は、事業所全体の利用定員×３㎡以上確保する必要があります。 （「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのＱ＆Ａ（平成27年8月19日版）　第6　問14） ※　交流型通所サービス・運動型通所サービスの利用者については、地域密着型通所介護や介護予防通所介護サービスと同一部屋、同一時間に一体的に行う場合であっても、利用者の心身の状況に差があるため、プログラム内容を区分するなど、要介護者の処遇に影響ないよう配慮してください。 同じ部屋内であっても、それぞれのサービス区分のグループ空間を分け、それぞれでサービス提供をすることが望ましいです。 ただし、歌やお茶会など、相互の交流によって介護予防や自立支援が進むなどの効果や必要性がある場合は、そのことを個別支援計画に明記すれば、それぞれの対象者が同じテーブル等について混在してサービスを受けることも可とします。 なお、その場合であっても、常時混在したサービス提供をすることは認められず、日又は時間を決めてサービス提供する必要があります。 （平成29年2月20日・通所型サービスに関する説明会資料　p24）	□はい □いいえ	条例 第60条の5第2項第1号 平18厚令34 第22条 第2項第1号 平18-0331004 第3 2の2 2(2)
相談室	相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮していますか。	□はい □いいえ	条例 第60条の5第2項第2号 平18厚令34 第22条 第2項第2号
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法その他の法令等に規定された消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置していますか。	□はい □いいえ	平18-0331004 第3 2の2 2(3)
宿泊サービスを提供する場合	地域密着型通所介護の提供以外の目的で事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に地域密着型通所介護以外の「宿泊サービス」を提供する場合には、当該サービスの内容を市長に届け出ていますか。	□はい □いいえ □非該当	条例 第60条の5第4項 平18厚令34 第22条 第4項 平18-0331004 第3 2の2 2(5)
	宿泊サービスの提供に当たっては、「さいたま市指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針（平成27年6月1日施行）」に規定する人員、設備及び運営に関する指針に適合していますか。	□はい □いいえ □非該当	
4-2 介護予防通所	介護予防通所介護サービス事業者（交流型通所サービス事業者、運動型通所サービス事業者）が地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予		市告示513 第8条第5項、

介護サービス、交流型通所サービス、運動型通所サービスの設備基準	防通所介護サービス（交流型通所サービス、運動型通所サービス）の事業と地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営している場合については、地域密着型通所介護事業における設備に関する基準（上記4-1）を満たすことをもって、介護予防通所介護サービス（交流型通所サービス、運動型通所サービス）の事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		市告示514 第8条第5項、 市告示515 第8条第5項
4-3 共生型地域密着型通所介護の設備基準	生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていますか。 ※　児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用するものに適したものとするよう配慮してください。 ※　共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーテイション等の仕切りは不要です。	□はい □いいえ □非該当	平18-0331004 第3 2の2 4(2)
第５　運営に関する基準			
5-1 内容及び手続の説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ア　運営規程の概要 イ　地域密着型通所介護従業者の勤務体制 ウ　事故発生時の対応 エ　苦情処理の体制 オ　提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等 ※　同意は、利用者及び地域密着型通所介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが適当です。 ※　電磁的方法による重要事項の提供 ①　事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができます。この場合において、当該地域密着型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなされます。 一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ　事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ　事業者の使用に係る電子計算機に備えられファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ②　上記①に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなりません。 ③　上記①の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利	□はい □いいえ	条例 第60条の20 （第10条準用） 平18厚令34 第37条（第3条の7準用） 平18-0331004 準用（第3　1の4(2)）

	用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。 ④　上記①の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。 一　上記①各号に規定する方法のうち事業者が使用するもの 二　ファイルへの記録の方式 ⑤　前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではありません。		
5-2 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ※　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。 ※　サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。 ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ　その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	□はい □いいえ	条例 第60条の20 （第11条準用） 平18厚令34 第37条（第3条の8準用） 平18-0331004 準用（第３　1の4(3)）
5-3 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の地域密着型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	□はい □いいえ □非該当	条例 第60条の20 （第12条準用） 平18厚令34 第37条（第3条の9準用）
5-4 受給資格等の確認	①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格（被保険者番号）、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	□はい □いいえ	条例 第60条の20 （第13条第1項準用） 平18厚令34 第37条（第3条の10準用）
	②　被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会の意見に配慮してサービスを提供するように努めていますか。	□はい □いいえ □非該当	条例 第60条の20 （第13条第2項準用） 平18厚令34 第37条（第3条の10準用）
5-5 要介護認定の申請に係る援助	①　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	□はい □いいえ □非該当	条例 第60条の20 （第14条第1項準用） 平18厚令34 第37条（第3条の11準用）
	②　居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する３０日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	□はい □いいえ □非該当	条例 第60条の20 （第14条第2項準用） 平18厚令34 第37条（第3条の11準用）
5-6 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	□はい □いいえ	条例 第60条の6 平18厚令34 第23条
5-7	①　サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療サ	□はい	条例

居宅介護支援事業者等との連携	ービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	□いいえ	第60条の20（第16条第1項準用） 平18厚令34 第37条（第3条の13準用）
	② サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	□はい □いいえ	条例 第60条の20（第16条第2項準用） 平18厚令34 第37条（第3条の13準用）
5-8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第６５条の４各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。 また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	□はい □いいえ □非該当	条例 第60条の20（第17条準用） 平18厚令34 第37条（第3条の14準用）
5-9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	□はい □いいえ	条例 第60条の20（第18条準用） 平18厚令34 第37条（第3条の15準用）
5-10 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 ※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、地域密着型通所介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 ※ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。	□はい □いいえ	条例 第60条の20（第19条準用） 平18厚令34 第37条（第3条の16準用） 平18-0331004 準用（第3 1の4(10)）
5-11 サービスの提供の記録	① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。 ※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。	□はい □いいえ	条例 第60条の20（第21条第1項準用） 平18厚令34 第37条（第3条の18準用） 平18-0331004 準用（第3 1の4(12)）
	② サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 ※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、５年間保存しなければなりません。	□はい □いいえ	条例 第60条の20（第21条第2項準用） 平18厚令34 第37条（第3条の18準用） 条例第60条の19第2項
5-12 利用料等の受領	① 法定代理受領サービスに該当する地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。	□はい □いいえ	条例 第60条の7第1項 平18厚令34 第24条第1項

	※　法定代理受領サービスとして提供される地域密着型通所介護についての利用者負担として、地域密着型介護サービス費用基準額の１割、２割又は３割（法の規定により保険給付の率が９割、８割又は７割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。		平18-0331004 準用（第3　1の4(13)①）
	②　法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 ※　利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない地域密着型通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである地域密着型通所介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはいけません。 ※　介護保険給付の対象となる地域密着型通所介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 ア　利用者に、当該事業が地域密着型通所介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 イ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、地域密着型通所介護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ウ　会計が地域密着型通所介護の事業の会計と区分されていること。	□はい □いいえ □非該当	条例 第60条の7第2項 平18厚令34 第24条第2項 平18-0331004 準用（第3　1の4(13)②）
	③　上記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 ア　利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 イ　通常要する時間を超える地域密着型通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の地域密着型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用（地域密着型通所介護のみ） ウ　食事の提供に要する費用 エ　おむつ代 オ　地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 ※　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。	□はい □いいえ □非該当	条例 第60条の7第3項 平18厚令34 第24条第3項 平18-0331004 準用（第3　1の4(13)②）
	④　上記オの費用の具体的な取扱については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号）に沿って適切に取り扱われていますか。 「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」の概要 １　「その他の日常生活費」の趣旨 利用者又はその家族等の自由な選択に基づき、事業者が通所介護等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。 なお、サービスの提供と関係のないもの（利用者等の嗜好品の購入等）については、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。 ２　「その他の日常生活費」の受領に係る基準 ①　対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。 ②　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の受領は認められないこと。（お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金など） ③　対象となる便宜は、利用者又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、事業者は「その他の日常生活費」の受領について利用者又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければな	□はい □いいえ	

	らないこと。 ④　「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。 ⑤　対象となる便宜及びその額は、当該事業者の運営規程において定められなければならないこと。ただし、額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。 ※「その他の日常生活費」の具体的な範囲（地域密着型通所介護の場合） ①利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 ②利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 ※留意事項 ・　「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、日常生活に最低限必要と考えられる物品（例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）であって、利用者等の希望を確認した上で提供されるものをいう。 したがって、こうした物品を事業者がすべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない。 ・　「教養娯楽として日常生活に必要なもの」とは、例えば、事業者がサービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等が想定されるものであり、すべての利用者に一律に提供される教養娯楽に係る費用（共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等）について、「その他の日常生活費」として徴収することは認められない。		
	⑤　上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	□はい □いいえ □非該当	条例 第60条の7第5項 平18厚令34 第24条第5項
	⑥　サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。	□はい □いいえ	法 第42条の2第9項（第41条第8項準用）
	⑦　上記⑥の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、法第４２条の２第２項第２号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に地域密着型通所介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 ※　医療費控除の対象となる利用者（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護等の医療系サービスを併せて利用している者）の領収証には、医療費控除の対象となる金額（介護保険給付対象分の自己負担額）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。 ※　平成24年度から制度化された介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る医療費控除の取扱いは、次のとおりです。 医療系サービスを併せて利用しない地域密着型通所介護において、介護福祉士等による喀痰吸引が行われた場合は、当該サービスの自己負担額（介護保険給付対象分）の10%が医療費控除の対象となります。 この場合、該当する利用者の領収証には、医療費控除の対象となる金額（介護保険給付対象分の自己負担額の10%）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。	□はい □いいえ	施行規則 第65条の5（第65条準用） 「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」 平成12年6月1日老発第509号、 平成25年1月25日事務連絡 平成28年10月3日事務連絡
5-13 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	□はい □いいえ □非該当	条例 第60条の20（第23条準用） 平18厚令34 第37条（第3条の20準用）
5-14 指定地域密着型通所介護の	①　地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	□はい □いいえ	条例 第60条の8第1項 平18厚令34

基本取扱方針			第25条
	② 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	□はい □いいえ	条例 第60条の8第2項 平18厚令34 第25条
5-15 介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス、運動型通所サービスの基本取扱方針	① 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	□はい □いいえ □非該当	市告示513 第39条、 市告示514 第39条、 市告示515 第39条
	② 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善をはかっていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	③ 事業者は、サービスの提供に当たり、単に利用者の運動の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	④ 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	⑤ 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。	□はい □いいえ □非該当	
5-16 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針	① 地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っていますか。	□はい □いいえ	条例 第60条の9第1号 平18厚令34 第26条
	② 地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。 ※ 利用者が日常生活を送る上で自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自身を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの日常生活の場であると実感できるよう必要な援助を行わなければなりません。	□はい □いいえ	条例 第60条の9第2号 平18厚令34 第26条 平18-0331004 第3 2の2 3(2)⑤
	③ 地域密着型通所介護の提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。 ※ 地域密着型通所介護は、個々の利用者に応じて作成された地域密着型通所介護計画に基づいて行われるものですが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではありません。	□はい □いいえ	条例 第60条の9第3号 平18厚令34 第26条 平18-0331004 第3 2の2 3(2)①
	④ 地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 ※ 「サービスの提供方法等」とは、地域密着型通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含むものです。	□はい □いいえ	条例 第60条の9第4号 平18厚令34 第26条 平18-0331004 第3 2の2 3(2)2②
	⑤ 地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていませんか。	□はい □いいえ	条例 第60条の9第5号 平18厚令34 第26条
	⑥ 上記⑤の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	□はい □いいえ □非該当	条例 第60条の9第6号 平18厚令34 第26条

	※　上記⑤、⑥は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものです。 ※　緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。 　なお、当該記録は、５年間保存しなければなりません。 ※　「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年・厚生労働省）では、身体拘束等を行うことが認められている「緊急やむを得ない場合」とは、次の①～③の要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られるとしています。また、同手引きに、「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」（参考例）が示されています。 ①切迫性（利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと） ②非代替性（身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと） ③一時性（身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること）		平18-0331004 第3 2の2 3(2)2③ 条例 第60条の19第2項
	⑦　地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	□はい □いいえ	条例 第60条の9第7号 平18厚令34 第26条
	⑧　常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。	□はい □いいえ	条例 第60条の9第8号 平18厚令34 第26条
	⑨　特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えていますか。 ※　認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして地域密着型通所介護を提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応してください。	□はい □いいえ	条例 第60条の9第8号 平18厚令34 第26条 平18-0331004 第3 2の2 3(2)③
	※　地域密着型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものです。 ア　あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置付けられていること。 イ　効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。		平18-0331004 第3 2の2 3(2)④
5-17 地域密着型通所介護計画の作成	①　管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成していますか。 ※　地域密着型通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいです。 ※　地域密着型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものです。	□はい □いいえ	条例 第60条の10第1項 平18厚令34 第27条 平18-0331004 第3 2の2 3(3)①②
	②　地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。	□はい □いいえ	条例 第60条の10第2項

	※　地域密着型通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。		平18厚令34 第27条 平18-0331004 第3 2の2 3(2)③
	③　管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 ※　地域密着型通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。	□はい □いいえ	条例 第60条の10第3項 平18厚令34 第27条 平18-0331004 第3 2の2 3(2)④
	④　管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。 ※　交付した地域密着型通所介護計画は、５年間保存しなければなりません。	□はい □いいえ	条例 第60条の10第4項 平18厚令34 第27条 条例第60条の19第2項
	⑤　従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。 ※　地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。	□はい □いいえ	条例 第60条の10第5項 平18厚令34 第27条 平18-0331004 第3 2の2 3(2)⑤
	⑥　地域密着型通所介護事業者は、居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。 ※　居宅介護支援の運営基準において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえたものです。	□はい □いいえ	平18-0331004 第3 2の2 3(2)⑥
5-18 介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス、運動型通所サービスの具体的取扱方針	①　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	□はい □いいえ □非該当	市告示513 第40条、 市告示514 第40条、 市告示515 第40条
	②　管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護サービス計画（交流型通所サービス計画、運動型通所サービス計画）を作成していますか。	□はい □いいえ □非該当	
	③　介護予防通所介護サービス計画（交流型通所サービス計画、運動型通所サービス計画）は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等の内容に沿って作成していますか。	□はい □いいえ □非該当	
	④　管理者は、介護予防通所介護サービス計画（交流型通所サービス計画、運動型通所サービス計画）の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	⑤　管理者は、介護予防通所介護サービス計画（交流型通所サービス計画、運動型通所サービス計画）を作成した際には、当該計画を利用者に交付していますか。	□はい □いいえ □非該当	
	⑥　サービスの提供に当たっては、介護予防通所介護サービス計画（交流型通所サービス計画、運動型通所サービス計画）に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	⑦　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行	□はい □いいえ	

	っていますか。	□非該当	
	⑧　サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていませんか。	□はい □いいえ □非該当	
	⑨　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	□はい □いいえ □非該当	
	⑩　サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	⑪　管理者は、介護予防通所介護サービス計画（交流型通所サービス計画、運動型通所サービス計画）に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防通所介護サービス計画（交流型通所サービス計画、運動型通所サービス計画）に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防通所介護サービス計画（交流型通所サービス計画、運動型通所サービス計画）の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行っていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	⑫　管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告していますか。	□はい □いいえ □非該当	
	⑬　管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護サービス計画（交流型通所サービス計画、運動型通所サービス計画）の変更を行っていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	⑭　①～⑫の規定は、⑬に規定する介護予防通所介護サービス計画（交流型通所サービス計画、運動型通所サービス計画）の変更について準用していますか。	□はい □いいえ □非該当	
5-19 介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス、運動型通所サービスの提供に当たっての留意点	①　事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、介護予防通所介護サービス（交流型通所サービス、運動型通所サービス）の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めていますか。	□はい □いいえ □非該当	市告示513 第41条、 市告示514 第41条、 市告示515 第41条
	②　事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとしていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	③　事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、5-20 に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮していますか。	□はい □いいえ □非該当	
5-20 （介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス、運動型通所サービス） 安全管理体制等の確保	①　事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めていますか。	□はい □いいえ □非該当	市告示513 第42条、 市告示514 第42条、 市告示515 第42条
	②　事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	③　事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	④　事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	□はい □いいえ □非該当	
5-21 利用者に関する市町村への通知	利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ア　正当な理由なしに地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき	□はい □いいえ □非該当	条例 第60条の20 （第29条準用） 平18厚令34 第37条（第3条の26準用）

5-22 緊急時等の対応	地域密着型通所介護従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	□はい □いいえ □非該当	条例 第60条の20 （第54条準用） 平18厚令34 第37条（第12条の準用）
5-23 管理者の責務	① 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	□はい □いいえ	条例 第60条の11 平18厚令34 第28条 平18-0331004 第3 2の2 3(4)
	② 管理者は、当該事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 ※ 管理者の責務を、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものです。	□はい □いいえ	
5-24 運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めていますか。 ※ 運営規程には、次の事項を定めるものとします。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 地域密着型通所介護の利用定員 オ 地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 カ 通常の事業の実施地域 キ サービス利用に当たっての留意事項 ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 コ 虐待の防止のための措置に関する事項 サ その他運営に関する重要事項 ※ イのうち「従業者の員数」は、日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。（第5-1の重要事項を記した文書に記載する場合も同様です。） ※ ウの「営業日及び営業時間」について、８時間以上９時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う地域密着型通所介護事業所にあっては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に併せて明記してください。 例えば、サービス提供時間（9時間）の前に連続して1時間、後に連続して2時間、合計3時間の延長サービスを行う地域密着型通所介護事業所にあっては、当該地域密着型通所介護事業所の営業時間は12時間ですが、運営規程には、サービス提供時間9時間、延長サービスを行う時間3時間とそれぞれ記載してください。 ※ エの「地域密着型通所介護の利用定員」は、同時に地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものです。 ※ 地域密着型通所介護と介護予防通所介護サービスが一体的に行われている事業所にあっては、地域密着型通所介護の利用者と介護予防通所介護サービスの利用者との合算により利用定員を定めるものです。（令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（令和3年3月26日）問47） また、交流型通所サービス、運動型通所サービスの利用定員は、これとは別に定めることになります。 ※ 共生型地域密着型通所介護の利用定員 共生型地域密着型通所介護の指定を受ける生活介護事業所等において同時にサービスの提供を受けることができる利用者数の上限をいいます。	□はい □いいえ	条例 第60条の12 平18厚令34 第29条 平18-0331004 準用（第3 1の4(21)①） 平18-0331004 第3 2の2 3(5)① 平18-0331004 第3 2の2 3(5)② 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（令和3年3月26日）問47 平18-0331004 第3 2の2 4(4)②

	つまり、介護給付の対象となる利用者（要介護者）の数と障害給付の対象となる利用者（障害者及び障害児）の数との合計数により、定員を定めてください。 例えば、利用定員が10人という場合、要介護者と障害者及び障害児を合わせて10人という意味であり、利用日によって、要介護者が5人、障害者及び障害児が5人であっても、要介護者が2人、障害者及び障害児が8人であっても、差し支えありません。 ※　オの「地域密着型通所介護の内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものです。 オの「利用料」としている、法定代理受領サービスである地域密着型通所介護に係る利用料（１割負担、２割負担又は３割負担）及び法定代理受領サービスでない地域密着型通所介護の利用料を、オの「その他の費用の額」としては、基準第９６条第３項（第5-12③）により徴収が認められている費用の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定してください。 ※　カの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。また、通常の事業の実施地域は、事業者が任意に定めるものですが、地域密着型サービスである地域密着型通所介護については、市が定める日常生活圏域内は、少なくとも通常の事業の実施地域に含めることが適当です。 ※　キの「サービス利用に当たっての留意事項」は、利用者が地域密着型通所介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指すものです。 ※　ケの「非常災害対策」は、非常災害に関する具体的計画を指すものです。 ※　コの「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容です。		平18-0331004 第3 2の2 3(5)③ 平18-0331004 準用（第3 1の 4(21)④） 平18-0331004 準用（第3 1の 4(21)⑤） 平18-0331004 第3 2の2 3(5)④ 平18-0331004 第3 2の2 3(5)⑤ 平18-0331004 準用（第3 1の 4(21)⑥）
5-25 勤務体制の確保等	①　利用者に対して適切な地域密着型通所介護を提供できるよう、事業所ごとに、地域密着型通所介護従業者の勤務体制を定めていますか。 ※　原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。	□はい □いいえ	条例 第60条の13第 1項 平18厚令34 第30条 平18-0331004 第3 2の2 3(6)①
	②　当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 ※　調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めています。	□はい □いいえ	条例 第60条の13第 2項 平18厚令34 第30条 平18-0331004 第3 2の2 3(6)②
	③　地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 ※　研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。	□はい □いいえ	条例 第60条の13第 3項 平18厚令34 第30条 平18-0331004 第3 2の2 3(6)③
	④　全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。	□はい □いいえ	条例 第60条の13第 3項 平18厚令34

	※　介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。 　当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、同条第３項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等です。		第30条 平18-0331004 第3 2の2 3(6)③
	⑤　適切な地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 ※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113号）第１１条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第３０条の２第１項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりです。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 ア　事業主が講ずべき措置の具体的内容 　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりです。 　特に以下の内容に留意してください。 ①　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 　　職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 ②　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 イ　事業主が講じることが望ましい取組について 　　パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、上記「ア　事業者が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 （https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html）	□はい □いいえ	条例 第60条の13第4項 平18厚令34 第30条 平18-0331004 準用（第3 1の4(22)⑥）

5-26 業務継続計画の策定等	①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	□はい □いいえ	条例 第60条の20 （第33条の2第1項準用） 平18厚令34 第37条（第3条の30の2準用）
	②　地域密着型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。	□はい □いいえ	条例 第60条の20 （第33条の2第2項準用） 平18厚令34 第37条（第3条の30の2準用）
	③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 ※　地域密着型通所介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して地域密着型通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、地域密着型通所介護事業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。 ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。	□はい □いいえ	条例 第60条の20 （第33条の2第3項準用） 平18厚令34 第37条（第3条の30の2準用） 平18-0331004 第3 2の2 3(7)
	ア 感染症に係る業務継続計画 a　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）		
	イ 災害に係る業務継続計画 a　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携		
	※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。 　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以		

	上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		
5-27 定員の遵守	利用定員を超えて地域密着型通所介護の提供を行っていませんか。 ※　ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。 ※　利用定員を上回る利用者を利用させている「定員超過利用」の場合、介護給付費が減額されます。また、災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用についても、一定の場合に減額となります。詳しくは、「7-5　定員超過・人員基準欠如減算」をご参照ください。 ※　（地域密着型）通所介護と介護予防通所介護サービスが一体的に行われている事業所にあっては、（地域密着型）通所介護の利用者と介護予防通所介護サービスの利用者との合算により利用定員を定めるものです。したがって、例えば利用定員が２０人の事業所にあっては、通所介護の利用者と介護予防通所介護サービスの利用者の合計が２０人を超えた場合に、通所介護事業と介護予防通所介護サービスの事業それぞれについて定員超過減算が適用されます。	□はい □いいえ	条例 第60条の14 平18厚令34 第31条 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（令和3年3月26日）問47
5-28 非常災害対策	①　非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	□はい □いいえ	条例 第60条の15第1項 平18厚令34 第32条
	②　訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 ※　非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。 ※　「関係機関への通報及び連携体制の整備　」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めることとしたものです。 ※　「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第３条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。 (参考) 非常災害対策計画に盛り込む具体的な項目例 ・介護保険施設等の立地条件（地形　等） ・災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等） ・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員　等） ・避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時　等） ・避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース　等） ・避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間　等） ・避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）　等） ・災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数　等） ・関係機関との連携体制　等 （「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」平成 28 年 9 月 9 日老総発 0909 第 1 号） ※　消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあってはその者に行わせてください。	□はい □いいえ	条例 第60条の15第2項 平18厚令34 第32条 平18-0331004 第3 2の2 3(8)

	また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせてください。 （参考） ○防火管理者の選任が必要な施設 収容人員（従業者の数と利用者の数とを合算した数）が３０人以上（宿泊サービスを提供し、その利用者が主に要介護３以上である事業所の場合は、１０人以上） ○防火管理者の主な責務 ・消防計画の作成、消防署への届出 ・消火、通報及び避難の訓練の実施（消火・避難訓練は、年２回以上実施する。） ・消防用設備等の点検及び整備（消防用設備は、６か月に１回の機器点検と１年に１回の総合点検を行い、消防署へは年１回点検結果を報告する。） ※　上記②は、地域密着型通所介護事業者が上記①に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要です。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。		
	※　浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の「要配慮者利用施設」に該当していますか。 要配慮者利用施設の一覧表（施設名、所在地等）は、「さいたま市地域防災計画（資料編）」に記載しています。 該当する要配慮者利用施設の管理者は、①避難確保計画（水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画）の作成と市への報告、②避難確保計画に基づく避難訓練の実施が義務付けられています。	□該当 □非該当	水防法第15条の3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2
5-29 衛生管理等	①　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 ※　食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。 ※　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じてください。 ※　空調設備等により施設内の適温の確保に努めてください。 （主な通知等） ・介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省） ・社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（厚生労働省） ・大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省） 中小規模調理施設においても、本マニュアルの趣旨を踏まえた衛生管理の徹底を図ることとされている。 ・レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成15年厚生労働省告示第264号） ・循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル（厚生労働省）	□はい □いいえ	条例 第60条の16第1項 平18厚令34 第33条 平18-0331004 第3 2の2 3(9)①
	②　当該地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じていますか。		条例 第60条の16第2項 平18厚令34 第33条
	一　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置	□はい □いいえ	

	等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。		
	二　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	□はい □いいえ	
	三　当該事業所において、地域密着型通所介護介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	□はい □いいえ	
	※　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとしてください。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 ア　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者（感染対策担当者）を決めておくことが必要です。 なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。 （※）　身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 【補足】上記の「なお書き」は、通知には記載されていませんが、令和６年度改正で、他のサービス種別の通知に記載されましたので、参考として掲載しています。 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 イ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 ウ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 地域密着型通所介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発す		平18-0331004 第3 2の2 3(9)②

	るとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		
5-30 掲示	①　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ※　運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービス提供の選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものですが、次に掲げる点に留意する必要があります。 ※　ア　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。 イ　地域密着型通所介護従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、地域密着型通所介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではありません。	□はい □いいえ	条例 第60条の20 （第35条準用） 平18厚令34 第37条（第3条の32準用） 平18-0331004 準用（第3 1の4(25)①）
	②　①の重要事項の掲示に代えて、重要事項を記載した書面を当該地域密着型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させていますか。 ※　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。	□はい □いいえ	平18-0331004 準用（第3 1の4(25)②）
	③　原則として、重要事項をウェブサイトに掲載していますか。 ※　この規定は、令和７年度から義務付けられます。（令和 6 年厚生労働省令第 16 号附則第 2 条） ※　原則として、重要事項を当該地域密着型通所介護事業者のウェブサイトに掲載することを規定したものですが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。 ※　介護保険法施行規則第 140 条の 44 各号に掲げる基準に該当する地域密着型通所介護事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、ウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいです。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、上記①による掲示は行う必要がありますが、これを上記②の備え付けや「5-36 電磁的記録等」①の電磁的記録により行うことができます。	□はい □いいえ	平18-0331004 準用（第3 1の4(25)①）
5-31 秘密保持等	①　従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※　①及び次の②に係る措置は、一般的には、従業者から秘密保持誓約書等を徴	□はい □いいえ	条例 第60条の20 （第36条第1項準用）

	取することや雇用契約書等に記載すること、就業規則に規定すること等が行われています。いずれの場合であっても、秘密保持の期間が、在職中だけでなく、退職後も含まれることが明確になっていることが必要です。		平18厚令34 第37条（第3条の33準用）
	② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※ 具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決める等の措置を講じてください。	□はい □いいえ	条例 第60条の20 （第36条第2項準用） 平18厚令34 第37条（第3条の33準用）
	③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。	□はい □いいえ	条例 第60条の20 （第36条第3項準用） 平18厚令34 第37条（第3条の33準用）
5-32 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていませんか。	□はい □いいえ	条例 第60条の20 （第37条準用） 平18厚令34 第37条（第3条の34準用）
5-33 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	□はい □いいえ	条例 第60条の20 （第38条準用） 平18厚令34 第37条（第3条の35準用）
5-34 苦情処理	① 提供した地域密着型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。 ※ 「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。 ア 苦情を受け付けるための窓口を設置する イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載する ※ ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、「5-30 掲示」③に準ずるものとします。	□はい □いいえ	条例 第60条の20 （第39条準用） 平18厚令34 第37条（第3条の36準用） 平18-0331004 準用（第3 1の4(28)①）
	② 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、その内容等を記録していますか。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ※ 苦情の内容等の記録は、５年間保存しなければなりません。	□はい □いいえ	平18-0331004 準用（第3 1の4(28)②） 条例 第60条の19第2項
	③ 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	④ 市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。	□はい □いいえ □非該当	
	⑤ 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って	□はい □いいえ	

	必要な改善を行っていますか。	□非該当	
	⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記⑤の改善の内容を報告していますか。	□はい □いいえ □非該当	
5-35 地域との連携等	①　サービスの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね１２月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。 ※　運営推進会議 　利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会 ※　運営推進会議は事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するもので、各事業所が自ら設置すべきものです。 ※　「地域住民の代表者」とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられす。 ※　運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことがでます。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。 　なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ※　地域密着型通所介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、１つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。 ※　運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。 イ　利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ロ　同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。	□はい □いいえ	条例 第60条の17第1項 平18厚令34 第34条 平18-0331004 第3 2の2 3(10)①
	②　①の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表していますか。 ※　運営推進会議における報告等の記録は、５年間保存しなければなりません。		条例 第60条の17第2項 平18厚令34 第34条 条例第60条の19第2項
	③　地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 ※　地域密着型通所介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、地域密着型通所介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないとしたものです。	□はい □いいえ	条例 第60条の17第3項 平18厚令34 第34条 平18-0331004 第3 2の2 3(10)③
	④　利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	□はい □いいえ	条例 第60条の17第4項

	※　介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。		平18厚令34 第34条 平18-0331004 準用(第3 1の4(29) ④)
	⑤　事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても地域密着型通所介護の提供を行うよう努めていますか。 ※　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する地域密着型通所介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者にして地域密着型通所介護介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、「提供拒否の禁止」の項目での正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものです。	□はい □いいえ	条例 第60条の17第5項 平18厚令34 第34条 平18-0331004 準用(第3 1の4(29) ⑤)
5-36 事故発生時の対応	①　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ※　事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましいです。 ※　「さいたま市介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱指針」の「報告の範囲」に該当する事故が発生した場合には、指針に定める手順で介護保険課に報告してください。	□はい □いいえ □非該当	条例 第60条の18 平18厚令34 第35条 平18-0331004 第3 2の2 3(11)①
	②　上記①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 ※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、５年間保存しなければなりません。	□はい □いいえ □非該当	条例 第60条の19第2項
	③　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ※　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。	□はい □いいえ □非該当	平18-0331004 第3 2の2 3(11)②
	④　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	□はい □いいえ □非該当	平18-0331004 第3 2の2 3(11)③
	※　宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、上記①～④と同様の対応を行ってください。		
5-37 虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じていますか。		条例 第60条の20 (第41条の2準用) 平18厚令34 第37条(第3条の38の2準用)
	一　当該地域密着型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。	□はい □いいえ	
	二　当該地域密着型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。	□はい □いいえ	

	三　当該地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。	□はい □いいえ	
	四　上記一から三に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	□はい □いいえ	
	※（高齢者虐待に該当する行為） ア　利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ　利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ウ　利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ　利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。 オ　利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。 ※　虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。		高齢者虐待防止法第2条 平18-0331004 準用（第3 1の4(31)）
	【虐待の未然防止】 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第３条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する要介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。		
	【虐待等の早期発見】 従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。		
	【虐待等への迅速かつ適切な対応】 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとします。		
	①　虐待の防止のための対策を検討する委員会（第一号） 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情		

	報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。 ア　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること イ　虐待の防止のための指針の整備に関すること ウ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること エ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること オ　従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること カ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること キ　カの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること		
	②　虐待の防止のための指針（第二号） 地域密着型通所介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。 ア　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ　成年後見制度の利用支援に関する事項 キ　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項		
	③　虐待の防止のための従業者に対する研修（第三号） 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。		
	④　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第四号） 地域密着型通所介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。 なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。 （※）　身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者		
5-38 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ※　具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ア　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成 12 年 3 月 10 日 老計第 8 号） イ　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成 13 年 3 月 28 日 老振発第 18 号） ウ　「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱い	□はい □いいえ	条例 第60条の20 （第42条準用） 平18厚令34 第37条（第3条の39準用） 平18-0331004 準用（第3 1の4(32)）

	について」（平成 24 年 3 月 29 日　老高発第 0329 第 1 号）		
5-39 記録の整備	①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	□はい □いいえ	条例 第60条の19第1項 平18厚令34 第36条
	②　利用者に対する地域密着型通所介護の提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存していますか。 ア　地域密着型通所介護計画 イ　準用する条例第２１条第２項(平18厚令34 第3条の18第2項)の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ　条例第６０条の９第６号（平18厚令34 第26条第六号）の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 エ　準用する条例第２９条(平18厚令34　第3条の26)に規定する市町村への通知に係る記録 オ　準用する条例第３９条第２項(平18厚令34 第3条の36第2項)の規定による苦情の内容等の記録 カ　条例第６０条の１８第２項（平18厚令34　第35条第2項）の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録 キ　条例第６０条の１７第２項（平18厚令34　第34条第2項）に規定する運営推進会議に係る報告、評価、要望、助言等の記録 ※　上記②の「その完結の日」とは、上記ア～カまでの記録については、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日、キの記録については、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日を指すものとします。	□はい □いいえ	条例 第60条の19第2項 平18厚令34 第36条 平18-0331004 第3 2の2 3(13)
5-40 電磁的記録等	①　事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例（省令）の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができますが、以下のとおり取り扱っていますか。 ※　書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。 ア　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によってください。 イ　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によってください。 ①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ウ　その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、⑴及び⑵に準じた方法によってください。 エ　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。	□はい □いいえ □非該当	条例 第204条 平18厚令34 第183条 平18-0331004 第5の1
	②　事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚	□はい □いいえ □非該当	条例 第204条 平18厚令34 第183条

	によって認識することができない方法をいう。）によることができますが、以下のとおり取り扱っていますか。 ※　利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。 ア　電磁的方法による交付は、第５－１の電磁的方法による重要事項の提供に準じた方法によってください。 イ　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。 ウ　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。 ※　イ、ウでは、「押印についてのＱ＆Ａ（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。 エ　その他、電磁的方法によることができるとされているものは、アからウまでに準じた方法によってください。ただし、居宅基準又は居宅基準通知（平11老企25）若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従ってください。 ※　上記①電磁的記録による場合及び②電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		平18-0331004 第5の2
5-41 共生型地域密着型通所介護の運営に関する技術的支援	共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適正なサービスを提供するため、地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていますか。	□はい □いいえ □非該当	条例 第60条の20の2第2号 平18厚令34 第37条の2第2号
5-42 共生型地域密着型通所介護サービスに関するその他の留意事項	多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、多様な利用者が共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定しています。 このため、同じ場所においてサービスを時間によって要介護者、障害者及び障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して地域密着型通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合）は、共生型サービスとしては認められないものです。		平18-0331004 第3 2の2 4(6)
第６　変更の届出			
6-1 変更の届出	事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ていますか。 ※　変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりです。 ア　事業所の名称及び所在地 イ　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ウ　申請者の登記事項証明書又は条例等（地域密着型通所介護事業に関するものに限る。） エ　事業所（当該事業所の所在地以外の場所に事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図及び設備の概要 オ　事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 カ　運営規程 ※　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市長に届け出てください。 ※　上記の変更、廃止又は休止の届出は、厚生労働省が定める様式により、原則として、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により提出します。ただ	□はい □いいえ □非該当	法第78条の5第1項 施行規則第131条の13第1項第3号 法第78条の5第2項

	し、やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法によることも可能とされています。		
第７　介護給付費等の算定及び取扱い			
7-1 基本的事項 （地域密着型通所介護）	①費用の額の計算 ・　費用の額は、「厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）」に、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）」の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」に定める単位数を乗じて算定します。 ・　単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行います。 ・　算定された単位数から金額に換算する際に生じる１円未満の端数については、切り捨てて計算します。		平18厚告126 第1～3号 平18-0331005 第2の1(1)
	②加算等の体制届 ・　加算等の体制届のうち、告示上事前の届出が必要な届出については、令和6年4月1日から厚生労働省老健局長が定める様式により、原則として、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により提出します。ただし、やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法によることも可能とされています。 ・　事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出てください。この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとします。また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然ですが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処することになります。		平18-0331005 第1の1,5
7-2 基本報酬の取扱い （地域密着型通所介護）	別に厚生労働大臣が定める施設基準（※）に適合しているものとして、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、市長に対し、厚生労働省z老健局長（以下「老健局長」という。）が定める様式による届出を行った地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容の地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれの所定単位数を算定していますか。 ※厚生労働大臣が定める施設基準 (1)　指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)であること。 (2)　指定地域密着型サービス基準第20条に定める看護職員又は介護職員(指定地域密着型サービス基準第37条の2に規定する共生型地域密着型通所介護の事業を行う指定地域密着型通所介護事業所にあっては、同条第1号に定める従業者)の員数を置いていること。	□はい □いいえ	平18厚告126 別表2の2 注1 平27厚労告96 第27号の2 イ
7-3 所要時間による区分の取扱い （地域密着型通所介護）	現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容の地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定していますか。 ※　地域密着型通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれませんが、送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車いすへの移乗、戸締まり等）に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、１日３０分以内を限度として、地域密着型通所介護を行うのに要する時間に含めることができます。 ①　居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置付けた上で実施する	□はい □いいえ	平18厚告126 別表2の2 注1 平18-0331005 第2の3の2(1)

	場合 ② 送迎時に居宅内の介助等を行う者が次のいずれかの者である場合 ・ 介護福祉士 ・ 実務者研修修了者 ・ 旧介護職員基礎研修課程修了者 ・ 旧ホームヘルパー１級研修課程修了者 ・ 介護職員初任者研修修了者（旧ホームヘルパー２級研修課程修了者を含む） ・ 看護職員 ・ 機能訓練指導員 ・ 当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が３年以上の介護職員 ※ 当日の利用者の心身の状況や降雪等の急な気象状況の悪化等により、実際の地域密着型通所介護の提供が地域密着型通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には地域密着型通所介護計画上の単位数を算定して差し支えありません。 なお、地域密着型通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、地域密着型通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定してください。 ※ なお、同一の日の異なる時間帯に複数の単位を行う事業所においては、利用者が同一の日に複数の地域密着型通所介護の単位を利用する場合には、それぞれの地域密着型通所介護の単位について所定単位数が算定されます。		平18-0331005 第2の3の2(1) 平18-0331005 第2の3の2(1)
7-4 介護予防通所介護サービス費、交流型通所サービス費、運動型通所サービス費（基本報酬）	①費用の額の計算 ・ 介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス、運動型通所サービスに要する費用の額は、「さいたま市第１号事業に要する費用の額の算定に関する基準（平成 29 年さいたま市告示第 129 号）」の別表１に定める１単位の単価に、別表２に定める単位数を乗じて算定します。 ・ 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行います。 ・ 算定された単位数から金額に換算する際に生じる１円未満の端数については、切り捨てて計算します。 ②加算等の体制届 （地域密着型通所介護と同様）		総合事業費用通知 第2の1
	介護予防通所介護サービスを行った場合に、利用者の要支援状態区分等に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 ・介護予防通所介護サービス費 ア 事業対象者・要支援１ １，７９８単位（１月につき） ５９単位（１日につき） イ 事業対象者・要支援２ ３，６２１単位（１月につき） １１９単位（１日につき） ※ 利用者が事業対象者であって、介護予防サービス計画において、１週に１回程度の介護予防通所介護サービスが必要とされた場合についてはアに掲げる単位数を、１週に２回程度又は２回を超える程度の介護予防通所介護サービスが必要とされた場合についてはイに掲げる所定単位数をそれぞれ算定します。 ※ 相当通所型サービスの基本報酬においては、入浴介助及び運動器機能向上サービスの実施に係る費用が包括評価されているところであり、相当通所型サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものであることを踏まえ、サービスの実施に当たっては以下の点に留意してください。 ① 入浴介助は、利用者自身で又は家族等の介助によって入浴ができるようになることを目的として行うこと。この際、利用者の状態や、当該利用者	□はい □いいえ □非該当	市告示129 別表2 3の(1)注1、2 総合事業費用通知 第3の3(1)

	が日頃利用する浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を確認し、これを踏まえて、利用者が日頃利用する浴室に近い環境で行うことが望ましい。 ② 運動器機能向上サービス（利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものをいう。）は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し、かつ、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を１名以上配置し、国内外の文献等において介護予防の観点から有効性が確認されている手法等を用いて行うこと。		
	介護予防サービス計画等において交流型通所サービスが必要とされた者に対し、交流型通所サービスを行った場合、所定単位数を算定していますか。 ・交流型通所サービス費　　３５２単位（１回あたり） ※１月につき５回まで ※ 交流型通所サービスでは、他者との交流が必要な利用者を対象に、半日程度の多様な機能訓練を行うサービスを提供します。	□はい □いいえ □非該当	市告示129 別表2 4の(1)注1
	介護予防サービス計画等において運動型通所サービスが必要とされた者に対し、運動型通所サービスを行った場合、所定単位数を算定していますか。 ・運動型通所サービス費　　３６８単位（１回あたり） ※１月につき４回まで ※ 運動型通所サービスでは、運動器の機能向上が必要な利用者を対象に、短時間の体操などによる機能訓練を行うサービスを提供します。	□はい □いいえ □非該当	市告示129 別表2 4の(1)注1
7-5 定員超過・人員基準欠如減算 （地域密着型通所介護・予防通所・交流型・運動型）	利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が次のア又はイに該当する場合は、所定単位数に１００分の７０を乗じて得た単位数を算定していますか。 ア 〈定員超過利用〉 ① 地域密着型通所介護の月平均の利用者の数（介護予防通所介護サービスが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、地域密着型通所介護の利用者の数及び介護予防通所介護サービスの利用者の数の合計数）が、運営規程に定められている利用定員を超える場合 ② 交流型通所サービス、運動型通所サービスの月平均の利用者の数が、運営規程に定められている利用定員を超える場合 イ 〈人員基準欠如〉 ① 地域密着型通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が、指定地域密着型居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第20条に定める員数を置いていない場合 （共生型通所介護事業所にあっては、看護職員又は介護職員の員数が、同基準第第37条の2第一号に定める員数を置いていない場合） ② 介護予防通所介護サービス事業所の看護職員又は介護職員の員数が、介護予防通所介護サービス基準等要綱第６条に定める員数を置いていない場合 ③ 交流型通所サービス事業所の介護職員の員数が、交流型通所サービス基準等要綱第６条に定める員数を置いていない場合 ④ 運動型通所サービス事業所の看護職員又は介護職員の員数が、運動型通所サービス基準等要綱第６条に定める員数を置いていない場合	□はい □いいえ □非該当 □はい □いいえ □非該当	平18厚告126 別表2の2 注1 平12厚告27 第5号の2
	【定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について】 ○ 利用者の数は、１月間（暦月）の利用者の数の平均を用います。１月間の利用者の数の平均は、当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を、当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとします。		平18-0331005 第2の3の2 (24)②

	○　利用者の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が地域密着型通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減額され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定されます。 ○　災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらず、その翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行います。		平18-0331005 第2の3の2 (24)③ 平18-0331005 第2の3の2 (24)⑤ 第2の3の2 (7)
	【人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について】 ア　看護職員の数は、１月間の職員の数の平均を用います。この場合、１月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。 イ　介護職員の数は、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数を用います。この場合、１月間の勤務延時間数は、配置された職員の１月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とします。 ウ　人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します。 ・（看護職員の算定式） サービス提供日に配置された延べ人数 ÷サービス提供日数＜０．９ ・（介護職員の算定式） 当該月に配置された職員の勤務延時間数 ÷当該月に配置すべき職員の勤務延時間数＜０．９ エ　１割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算されます。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます。） ・（看護職員の算定式） ０．９≦サービス提供日に配置された延べ人数 ÷サービス提供日数＜１．０ ・（介護職員の算定式） ０．９≦当該月に配置された職員の勤務延時間数 ÷当該月に配置すべき職員の勤務延時間数＜１．０ オ　突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した場合であって、次のa からd までの全てに該当するときは、エの規定にかかわらず、１年に１回に限り、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月までの間、減算の適用を猶予します。 この場合、職員の確保に係る取組及び一時的に職員を確保できないやむを得ない事情であることを別紙様式（やむを得ない事情における人員欠如に関する特例的な取扱いに係る届出書添付書類）に記載し、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌月までに速やかに市長に報告してください。なお、別紙様式には、報告する時点で有効な求人票の写しを添付してください。 a 公共職業安定所又は無料職業紹介事業を活用して職員の確保に係る取組を行っていること。なお、やむを得ない事情が生じていない場合においても、職員の求人を行う場合には、公共職業安定所又は無料職業紹介事業の活用等の職員の確保に係る取組を行っていることが望ましい。 b 職員の確保に係る取組に当たって民間職業紹介事業者を利用する場合においては、医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度に		平18-0331005 第2の3の2 (25)②

	よる適正認定事業者を含むこと。 ｃ 公共職業安定所、無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい。 ｄ やむを得ない事情が生じた場合であっても一時的に職員の確保ができないことにより、一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、当該事業所は職員の適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図るよう努めること。		
7-6 高齢者虐待防止措置未実施減算 （地域密着型通所介護・予防通所・交流型・運動型）	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 【厚生労働大臣が定める基準】 基準第 37 条において準用する基準第 3 条の 38 の 2 に規定する基準に適合していること。 ※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、「5-33 虐待の防止」（準用する基準第 3 条の 38 の 2）に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算します。 具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年１回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算します。	□はい □いいえ □非該当	平18厚告126 別表2の2 注4 平27厚労告95 第51号の3の3 平18-0331005 準用（第2の2(5)）
7-7 業務継続計画未策定減算 （地域密着型通所介護・予防通所・交流型・運動型）	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 【厚生労働大臣が定める基準】 基準第 37 条において準用する基準第 3 条の 30 の 2 第 1 項に規定する基準に適合していること。 ※ 経過措置として、令和 7 年 3 月 31 日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、当該減算は適用しませんが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。 ※ 業務継続計画未策定減算については、「5-22 業務継続計画の策定等 ①」（準用する基準第 3 条の 30 の 2 第 1 項）に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算します。	□はい □いいえ □非該当	平18厚告126 別表2の2 注5 平27厚労告95 第51号の3の4 平18-0331005 第2の3の2(3)
7-8 ２時間以上３時間未満の地域密着型通所介護を行う場合の取扱い （地域密着型通所介護）	心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間２時間以上３時間未満の地域密着型通所介護を行う場合は、「所要時間４時間以上５時間未満の場合」の所定単位数の１００分の７０に相当する単位数を算定していますか。 ※ ２時間以上３時間未満の地域密着型通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者です。 なお、２時間以上３時間未満の地域密着型通所介護であっても、地域密着型通所介護本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではありません。利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等を実施してください。	□はい □いいえ □非該当	平18厚告126 別表2の2 注7 平27厚労告94 第35号の3 平18-0331005 第2の3の2(4)
7-9	電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式	□はい	平18厚告126

連続して延長サービスを行った場合の加算の取扱い （地域密着型通所介護）	による届出を行った地域密着型通所介護事業所において、日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間８時間以上９時間未満の地域密着型通所介護を行った場合又は所要時間８時間以上９時間未満の地域密着型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該地域密着型通所介護の所要時間と当該地域密着型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が９時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ア　９時間以上１０時間未満の場合　50単位 イ　１０時間以上１１時間未満の場合　100単位 ウ　１１時間以上１２時間未満の場合　150単位 エ　１２時間以上１３時間未満の場合　200単位 オ　１３時間以上１４時間未満の場合　250単位 ※　延長加算は、所要時間８時間以上９時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して日常生活上の世話を行う場合について、５時間を限度として算定されるものであり、例えば、 ①　９時間の地域密着型通所介護の後に連続して５時間の延長サービスを行った場合 ②　９時間の地域密着型通所介護の前に連続して２時間、後に連続して３時間、合計５時間の延長サービスを行った場合 には、５時間分の延長サービスとして２５０単位が算定されます。 また、当該加算は地域密着型通所介護と延長サービスを通算した時間が９時間以上の部分について算定されるものであるため、例えば、 ③　８時間の地域密着型通所介護の後に連続して５時間の延長サービスを行った場合 には、地域密着型通所介護と延長サービスの通算時間は１３時間であり、４時間分（＝１３時間－９時間）の延長サービスとして２００単位が算定されます。 なお、延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものですが、当該事業所の実情に応じて、適当数の従業者を置いていることが必要です。 ※　当該事業所の利用者が、当該事業所を利用した後に、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の地域密着型通所介護の提供を受ける場合には、算定することができません。	□いいえ □非該当	別表2の2 注9 平18-0331005 第2の3の2(6) 平18-0331005 第2の3の2(6)
7-10 感染症・災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の加算 （地域密着型通所介護）	感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から３月以内に限り、１回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から３月以内に限り、引き続き加算することができます。 ※　感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算の内容については、「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老認発0316第4号・老老発0316第3号）を参照してください。	□はい □いいえ □非該当	平18厚告126 別表2の2 注8 平18-0331005 第2の3の2(5)
7-11 共生型地域密着型通所介護を行う場合	共生型居宅サービスの事業を行い、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った障害福祉サービスの生活介護事業所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所、児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合は、以下のとおり所定単位数を減算して算定していますか。 ア 生活介護事業所　　１００分の９３ イ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業所　　１００分の９５	□はい □いいえ □非該当	平18厚告126 別表2の2 注10

	ウ 児童発達支援事業所　　１００分の９０ エ 放課後等デイサービス事業所　　１００分の９０		
7-12 生活相談員配置等加算 ※共生型地域密着型通所介護のみ	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った地域密着型通所介護事業所において、共生型地域密着型通所介護を行っている場合は、生活相談員配置等加算として、１日につき１３単位を所定単位数に加算していますか。	□はい □いいえ □非該当	平18厚告126 別表2の2 注11
	【厚生労働大臣が定める基準】 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア　生活相談員を１名以上配置していること。 イ　地域に貢献する活動を行っていること。 ※　生活相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）は、共生型地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該共生型地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて１名以上配置する必要がありますが、共生型地域密着型通所介護の指定を受ける障害福祉制度における生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所（以下「生活介護事業所等」という。）に配置している従業者の中に、既に生活相談員の要件を満たす者がいる場合には、新たに配置する必要はなく、兼務しても差し支えありません。 なお、例えば、１週間のうち特定の曜日だけ生活相談員を配置している場合は、その曜日のみ加算の算定対象となります。 ※　地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや保育園等との交流会など）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入や活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参画」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めてください。 ※　当該加算は、共生型地域密着型通所介護の指定を受ける生活介護事業所等においてのみ算定することができるものです。		平27厚労告95 第14号の4 平18-0331005 第2の3の2(8)
7-13 中山間地域等居住者サービス提供加算 （地域密着型通所介護・予防通所）	別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて地域密着型通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算していますか。 ※　対象地域：さいたま市の近隣では、春日部市(宝珠花)（対象地域はこれ以外もあります） ※　本加算を算定する利用者については、交通費の支払いを受けることはできません。	□はい □いいえ □非該当	平18厚告126 別表2の2 注12 平21厚労告83 第2号 平18-0331005 第2の3の2 (9)
7-14 入浴介助加算（Ⅰ）(Ⅱ) （地域密着型通所介護）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、当該基準による入浴介助を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。		平18厚告126 別表2の2 注13
	(1)　入浴介助加算(Ⅰ)　４０単位	□はい □いいえ □非該当	
	(2)　入浴介助加算(Ⅱ)　５５単位	□はい □いいえ □非該当	
	【厚生労働大臣が定める基準】 **ア　入浴介助加算（Ⅰ）**　次のいずれにも適合すること。 (1) 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助		平27厚労告95 第14号の5

	であること。 (2) 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。 **イ　入浴介助加算（Ⅱ）**　次のいずれにも適合すること。 (1) アに掲げる基準に適合すること。 (2) 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者（以下「医師等」という。）が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価し、かつ、当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は福祉用具貸与事業所若しくは特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。 　ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価及び助言を行っても差し支えないものとする。 (3) 当該地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して、医師等との連携の下で、利用者の身体の状況、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。 　ただし、個別の入浴計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えることができる。 (4) (3)の入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう。以下同じ。）又は利用者の居宅の状況に近い環境（利用者の居宅の浴室の手すりの位置や、使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。）で、入浴介助を行うこと。		
	ア　入浴介助加算（Ⅰ）の算定上の留意事項 ①　入浴介助加算（Ⅰ）は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものですが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものです。 　なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴（シャワー浴含む）等である場合は、これを含むものとします。 ②　入浴介助に関する研修とは、入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得する機会を指すものとします。 ③　地域密着型通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できません。		平18-0331005 第2の3の2 (10)ア
	イ　入浴介助加算（Ⅱ）の算定上の留意事項 ① ア①～③を準用します。 ② 入浴介助加算（Ⅱ）は、利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等（以下「家族・訪問介護員等」という。）の介助によって入浴ができるようになることを目的とし、以下ａ～ｃを実施することを評価するものです。 　なお、入浴介助加算（Ⅱ）の算定に関係する者は、利用者の状態に応じ、自身で又は家族・訪問介護員等の介助により尊厳を保持しつつ入浴ができるようになるためには、どのような介護技術を用いて行うことが適切であるかを念頭に置いた上で、ａ～ｃを実施します。 ａ　医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者（以下、「医師等」という。）が利用者の居		平18-0331005 第2の3の2 (10)イ

	宅を訪問（個別機能訓練加算を取得するにあたっての訪問等を含む。）し、利用者の状態をふまえ、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価するものとします。 その際、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、地域密着型通所介護事業所に対しその旨情報共有します。 また、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、地域密着型通所介護事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行うよう留意してください。 なお、医師等が訪問することが困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が評価及び助言を行うこともできることとします。 ただし、情報通信機器等の活用については、当該利用者等の同意を得なければならないこと。また、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 （※）当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが難しいと判断した場合は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は福祉用具貸与事業所若しくは特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、利用者及び当該利用者を担当する介護支援専門員等に対し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行います。 b　地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成します。 なお、個別の入浴計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとします。 c　bの入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行います。 なお、利用者の居宅の浴室の状況に近い環境については、大浴槽等においても、手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し、浴室の手すりの位置や使用する浴槽の深さ及び高さ等を踏まえることで、利用者の居宅の浴室環境の状況を再現していることとして差し支えないこととします。 また、入浴介助を行う際は、関係計画等の達成状況や利用者の状態をふまえて、自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴することができるようになるよう、必要な介護技術の習得に努め、これを用いて行われるものであることとします。 なお、必要な介護技術の習得にあたっては、既存の研修等を参考にしてください。		
7-15 中重度者ケア体制加算 （地域密着型通所介護）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った地域密着型通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、地域密着型通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、１日につき４５単位を所定単位数に加算していますか。	□はい □いいえ □非該当	平18厚告126 別表2の2 注14
	【厚生労働大臣が定める基準】 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		平27厚労告95 第51号の4
	ア　指定居宅サービス等基準第９３条第１項第２号又は第３号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で２以上確保していること。	□はい □いいえ	

	イ　地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前３月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５である者の占める割合が１００分の３０以上であること。	□はい □いいえ	
	ウ　地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を１名以上配置していること。	□はい □いいえ	
	※　中重度ケア体制加算は、共生型地域密着型通所介護を算定している場合は、算定しません。 ※　中重度者ケア体制加算は、暦月ごとに、指定居宅サービス等基準第９３条第１項に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算で２以上確保する必要があります。 　このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で２以上確保していれば加算の要件を満たすこととします。 　なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第２位以下を切り捨てるものとします。 　具体的な計算方法については、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）の問25を参照してください。 ※　要介護３、要介護４又は要介護５である者の割合については、前年度（３月を除く。）又は届出日の属する月の前３月の１月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めません。 　具体的な計算方法については、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）の問31を参照してください。 　なお、利用実人員数による計算を行う場合、月途中で要介護状態区分が変更になった場合は、月末の要介護状態区分を用いて計算します。 ※　利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるものとします。 ア　前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできません。 イ　前３月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近３月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに市長に届出を提出しなければなりません。 ※　看護職員は、地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて１名以上配置する必要があり、他の職務との兼務は認められません。 ※　中重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができます。 　また、認知症加算の算定要件も満たす場合は、中重度者ケア体制加算の算定とともに、認知症加算も算定できます。 ※　中重度者ケア体制加算を算定している事業所にあっては、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成することとします。		平18厚告126 別表2の2 注14 平18-0331005 第2の3の2 (11)
7-16 生活機能向上連携加算（Ⅰ）(Ⅱ) （地域密着型	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った地域密着型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、生活機能機能向上連携加算（Ⅰ）については、利用者の急性増悪		平18厚告126 別表2の2 注15

通所介護・予防通所）	等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き３月に１回を限度として、１月につき、生活機能機能向上連携加算（Ⅱ）については１月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 また、個別機能訓練加算を算定している場合、生活機能向上連携加算（Ⅰ）は算定せず、生活機能向上連携加算（Ⅱ）は１月につき１００単位を所定単位数に加算します。		
	(1)　生活機能向上連携加算(Ⅰ)　１００単位	□はい □いいえ □非該当	
	(2)　生活機能向上連携加算(Ⅱ)　２００単位	□はい □いいえ □非該当	
	【厚生労働大臣が定める基準】 **ア　生活機能向上連携加算（Ⅰ）** 次のいずれにも適合すること。 (1) 訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が２００床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 (3) (1) の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を３月ごとに１回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 **イ　生活機能向上連携加算（Ⅱ）** 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該地域密着型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 (3) (1) の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を３月ごとに１回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。		平27厚労告95 第15号の2
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）の算定上の留意事項 ※　訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等の助言に基づき、当該地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていることとします。		平18-0331005 第2の3の2 (12)①

	※　理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行ってください。 ※　「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、若しくは介護医療院のことです。 ※　個別機能訓練計画の作成に当たっては、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のＡＤＬ（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びＩＡＤＬ（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する状況について、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してＩＣＴを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行うこととします。 　なお、ＩＣＴを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がＡＤＬ及びＩＡＤＬに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整するものとします。 ※　個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければなりません。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としてください。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとします。 ※　個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供してください。 ※　個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について ・　機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のＡＤＬやＩＡＤＬの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行ってください。 ・　理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、３月ごとに１回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明してください。 　また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ※　機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにしてください。 ※　生活機能向上連携加算（Ⅰ）は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものです。 なお、理学療法士等の助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能ですが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定できません。		
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）の算定上の留意事項		

	※　訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該地域密着型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていることとします。 ※　理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行ってください。 ※　「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院のことです。 ※　個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について ・　機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のＡＤＬやＩＡＤＬの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行ってください。 ・　理学療法士等は、３月ごとに１回以上地域密着型通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行ってください。 ※　個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければなりません。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としてください。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとします。 ※　個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供してください。 ※　機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにしてください。 ※　個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はありません。		平18-0331005 第2の3の2 (12)②
7-17 生活機能向上グループ活動加算 （予防通所）	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、１月につき１００単位数加算していますか。 ※　同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定できません。 ア　生活相談員、看護職員、介護職員、 機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他介護予防通所介護サービス指定事業所の従事者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護サービス計画を作成していること。 イ　介護予防通所介護サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目	□はい □いいえ □非該当	市告示129 別表2 3の(2)

	を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用 者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。 ウ　利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを１週につき１回以上行っていること。		
	※　生活機能向上グループ活動加算は、自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者に対し、生活機能の向上を目的とした活動をグループで行った場合に算定できます。 　また、集団的に行われるレクリエーションや創作活動等の機能訓練を実施した場合には算定できません。 　なお、当該加算を算定する場合は、次の①から③までを満たすことが必要です。 ①　生活機能向上グループ活動の準備 ア　利用者自らが日常生活上の課題に応じて活動を選択できるよう、次に掲げる活動項目を参考に、日常生活に直結した活動項目を複数準備し、時間割を組むこと。 （活動項目の例） 家事関連活動 衣：洗濯機・アイロン・ミシン等の操作、衣服の手入れ（ボタンつけ等）等 食：献立作り、買い出し、調理家電（電子レンジ、クッキングヒーター、電気ポット等）・調理器具（包丁、キッチン鋏、皮むき器等）の操作、調理（炊飯、総菜、行事食等）、パン作り等 住：日曜大工、掃除道具（掃除機、モップ等）の操作、ガーデニング等 通信・記録関連活動 機器操作（携帯電話操作、パソコン操作等）、記録作成（家計簿、日記、健康ノート等） イ　一のグループの人数は６人以下とすること。 ②　利用者ごとの日常生活上の課題の把握と達成目標の設定 　介護職員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師及びこれらの資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を含む。）、その他の職種の者（以下「介護職員等」という。）が生活機能向上グループ活動サービスを行うに当たっては、次のアからエまでに掲げる手順により行うものとする。なお、アからエまでの手順により得られた結果は、通所型サービス計画に記録すること。 ア　当該利用者が、(一)要支援状態等に至った理由と経緯、(二)要支援状態等となる直前の日常生活の自立の程度と家庭内での役割の内容、(三)要支援状態等となった後に自立してできなくなったこと若しくは支障を感じるようになったこと、(四)現在の居宅における家事遂行の状況と家庭内での役割の内容、(五)近隣との交流の状況等について把握すること。把握に当たっては、当該利用者から聞き取るほか、家族や地域包括支援センター等から必要な情報を得るよう努めること。 イ　アについて把握した上で、具体的な日常生活上の課題及び到達目標を当該利用者と共に設定すること。到達目標は、おおむね３月程度で達成可能な目標とし、さらに段階的に目標を達成するためにおおむね１月程度で達成可能な目標（以下「短期目標」という。）を設定すること。到達目標及び短期目標については、当該利用者のケアプラン等と整合性のとれた内容とすること。 ウ　介護職員等は、当該利用者の同意を得た上で到達目標を達成するために適切な活動項目を選定すること。当該利用者の活動項目の選定に当たっては、生活意欲を引き出すなど、当該利用者が主体的に参加できるよう支援すること。 エ　生活機能向上グループ活動の(一)実施時間は、利用者の状態や活動の内容を踏まえた適切な時間とし、(二)実施頻度は１週につき１回以上行うこととし、(三)実施期間はおおむね３月以内とする。介護職員等は、(一)から(三)までについて、当該利用者に説明し、同意を得ること。		総合事業費用通知 第3の3(6)

	③　生活機能向上グループ活動の実施方法 ア　介護職員等は、予め生活機能向上グループ活動に係る計画を作成し、当該活動項目の具体的な内容、進め方及び実施上の留意点等を明らかにしておくこと。 イ　生活機能向上グループ活動は、一のグループごとに、当該生活機能向上グループ活動の実施時間を通じて１人以上の介護職員等を配置することとし、同じグループに属する利用者が相互に協力しながら、それぞれが有する能力を発揮できるよう適切な支援を行うこと。 ウ　介護職員等は、当該サービスを実施した日ごとに、実施時間、実施内容、参加した利用者の人数及び氏名等を記録すること。 エ　利用者の短期目標に応じて、おおむね１月ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と生活機能向上グループ活動における当該利用者の客観的な状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、生活機能向上グループ活動に係る計画の修正を行うこと。 オ　実施期間終了後、到達目標の達成状況及び②のアの(三)から(五)までの状況等について確認すること。その結果、当該到達目標を達成している場合には、当該利用者に対する当該生活機能向上グループ活動を終了し、当該利用者を担当する地域包括支援センター等に報告すること。また、当該到達目標を達成していない場合には、達成できなかった理由を明らかにするとともに、当該サービスの継続の必要性について当該利用者及び地域包括支援センター等と検討すること。その上で、当該サービスを継続する場合は、適切に実施方法及び実施内容等を見直すこと。		
7-18 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ、（Ⅰ）ロ、（Ⅱ）（地域密着型通所介護）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、（1）及び（2）については１日につき次に掲げる単位数を、（3）については１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、（1）を算定している場合には、(2)は算定できません。		平18厚告126 別表2の2 注16
	（1）個別機能訓練加算（Ⅰ）イ　５６単位	□はい □いいえ □非該当	
	（2）個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ　７６単位	□はい □いいえ □非該当	
	（3）個別機能訓練加算（Ⅱ）　　２０単位	□はい □いいえ □非該当	
	※　個別機能訓練加算は、専ら機能訓練を実施する理学療法士等を配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練を行うことで、利用者の生活機能（身体機能を含む。）の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すため設けられたものです。		平12老企36 第2の7(13)
	【厚生労働大臣が定める基準】 **ア　個別機能訓練加算（Ⅰ）イ** 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （1）専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を１名以上配置していること。 （2）機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して、利用者ごとに個機能訓練計画		平27厚労告95 第51号の5

	を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。 (3) 個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。 (4) 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。 また、その後３月ごとに１回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の訓練内容の見直し等を行っていること。 (5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 **イ　個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ** 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) ア (1) の規定により配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を１名以上配置していること。 (2) ア (2) から (5) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 **ウ　個別機能訓練加算(Ⅱ)** 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) ア (1) から (5) まで又はイ (1) 及び (2) に掲げる基準に適合すること。 (2) 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。		
	個別機能訓練加算(Ⅰ)イを算定する際の人員配置		平18-0331005 第2の3の2 (13)①
	①　専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を１名以上配置していますか。	□はい □いいえ □非該当	
	②　１週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみを当該加算の算定対象としていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	③　当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知していますか。	□はい □いいえ □非該当	
	④　地域密着型通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る理学療法士等の職務に従事する場合に、当該職務の時間を、地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めていませんか。	□はい □いいえ □非該当	
	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロを算定する際の人員配置		平18-0331005 第2の3の2 (13)①
	①　加算（Ⅰ）イの専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を１名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を１名以上配置していますか。	□はい □いいえ □非該当	
	②　１週間のうち特定の時間だけ、加算（Ⅰ）イの要件である専ら機能訓練を実施する理学療法士等を１名に加え、さらに、加算（Ⅰ）ロの要件である専ら機能訓練を実施する理学療法士等を１名以上配置している場合は、その時間において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみを当該加算の算定対象としていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	③　当該加算を算定できる人員体制を確保している時間はあらかじめ定められ、	□はい	

	利用者や居宅介護支援事業者に周知していますか。	□いいえ □非該当	
	④　地域密着型通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合に、当該職務の時間を、地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めていませんか。	□はい □いいえ □非該当	
	個別機能訓練目標の設定・個別機能訓練計画の作成		平18-0331005 第2の3の2 (13)①
	①　個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロに係る個別機能訓練は、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成していますか。	□はい □いいえ □非該当	
	②　個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ＡＤＬ、ＩＡＤＬ等の状況）を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行っていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	③　当該利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	④　単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標としていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	⑤　個別機能訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助していますか。	□はい □いいえ □非該当	
	※　個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例については、「リハハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（和6年3月15日付け通知）の第ニに示されています。 ・　利用者の日常生活や社会生活等について、現在行っていることや今後行いたいこと（ニーズ・日常生活や社会生活等における役割）を把握するにあたっては、別紙様式３－１「興味・関心チェックシート」を活用する。 ・　利用者の居宅での生活状況（ＡＤＬ、ＩＡＤＬ等）の確認は、別紙様式３－２「生活機能チェックシート」を活用する。 ・　個別機能訓練計画は、別紙様式３－３「個別機能訓練計画書」を参考に作成する。 ※　個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができます。		
	個別機能訓練の実施体制・実施回数		平18-0331005 第2の3の2 (13)①
	①　個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した５人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して機能訓練指導員が直接行っていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	②　必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練としていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	③　訓練時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な１回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定していますか。	□はい □いいえ □非該当	
	④　住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的とし、生活機能の維持・向上を図るため、計画的・継続的に個別機能訓練を実施する必要があり、概ね週１回以上実施することを目安としていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	個別機能訓練実施後の対応		平18-0331005

			第2の3の2 (13)①
	① 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロに係る個別機能訓練を開始した後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬの改善状況）等についての評価を行っていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	② ３月ごとに１回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ＡＤＬ、ＩＡＤＬ等の状況）の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録していますか。	□はい □いいえ □非該当	
	③ 概ね３月ごとに１回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬの改善状況）等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行っていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	※ 利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができますが、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。 なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		
	その他の留意事項		平18-0331005 第2の3の2 (13)①
	① 定員超過利用・人員基準欠如に該当している場合、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定していませんか。	□はい □いいえ □非該当	
	② 個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定している場合に個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定していませんか。	□はい □いいえ □非該当	
	③ 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定している場合に、個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定していませんんか。	□はい □いいえ □非該当	
	④ 個別機能訓練計画に基づく個別機能訓練の実施が予定されていた場合で、利用者の都合等により実際に個別機能訓練が実施されなかった場合に、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定していませんか。	□はい □いいえ □非該当	
	⑤ 個別機能訓練に関する記録（個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにしていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	個別機能訓練加算（Ⅱ） ※ 厚生労働省への情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うことします。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 サービスの質の向上を図るため、ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、サービスの質の管理を行ってください。 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。		平18-0331005 第2の3の2 (11)②
7-19 ＡＤＬ維持等	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った		平18厚告126 別表2の2 注17

加算(Ⅰ)(Ⅱ) （地域密着型通所介護）	地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して地域密着型通所介護を行った場合は、評価対象期間（加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して12月までの期間）の満了日の属する月の翌月から１２月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、(1)と(2)の加算は同時に算定できません。		
	(1) ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ）　　３０単位	□はい □いいえ □非該当	
	(2) ＡＤＬ維持等加算（Ⅱ）　　６０単位	□はい □いいえ □非該当	
	【厚生労働大臣が定める基準】 **ア　ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ）** 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 評価対象者（当該事業所の利用期間（以下「評価対象利用期間」という。）が６月を超える者をいう。以下同じ。）の総数が10人以上であること。 (2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月（以下「評価対象利用開始月」という。）と、当該月の翌月から起算して６月目（６月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月）において、ＡＤＬを評価し、その評価に基づく値（以下「ＡＤＬ値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。 (3) 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して６月目の月に測定したＡＤＬ値から評価対象利用開始月に測定したＡＤＬ値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（以下「ＡＤＬ利得」という。）の平均値が１以上であること。		平27厚労告95 第16号の2
	イ　ＡＤＬ維持等加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) アの（1）及び（2）までの基準に適合すること。 (2) 評価対象者のＡＤＬ利得の平均値が３以上であること。		
	ＡＤＬ維持等加算について ① ＡＤＬの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index を用いて行うものとします。 ② アの（2）における厚生労働省へのＡＤＬ値の提出は、ＬＩＦＥを用いて行うこととします。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 サービスの質の向上を図るため、ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、サービスの質の管理を行ってください。 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。 ③ アの（3）及びイ（2）におけるＡＤＬ利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して６月目の月に測定したＡＤＬ値から、評価対象利用開始月に測定したＡＤＬ値を控除して得た値に、次の表の上欄の評価対象利用開始月に測定したＡＤＬ値に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値とします。 ＡＤＬ値が０以上２５以下：1 ＡＤＬ値が３０以上５０以下：1 ＡＤＬ値が５５以上７５以下：2 ＡＤＬ値が８０以上１００以下：3 ④ ③においてＡＤＬ利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ＡＤＬ利得の多い順に、上位100分の10に相当する利用者（その数に１未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）及び下位100分の10に相当する利用者（その数に１未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとす		平18-0331005 第2の3の2 (14)

	る。）を除く利用者（以下「評価対象利用者」という。）とします。 ⑤　加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして市長に届け出ている場合は、届出の日から１２月後までの期間を評価対象期間とします。 ⑥　令和６年度については、令和６年３月以前よりＡＤＬ維持等加算(Ⅱ)を算定している場合、ＡＤＬ利得に関わらず、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から１２月に限り算定を継続することができます。		
7-20 認知症加算 （地域密着型通所介護）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った地域密着型通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して地域密着型通所介護を行った場合は、認知症加算として、１日につき６０単位を所定単位数に加算していますか。	□はい □いいえ □非該当	平18厚告126 別表2の2 注18
	【厚生労働大臣が定める基準】 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		平27厚労告95 第51号の6
	ア　指定居宅サービス等基準第９３条第１項第２号又は第３号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で２以上確保していること。	□はい □いいえ □非該当	
	イ　地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前３月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が１００分の１５以上であること。	□はい □いいえ □非該当	
	ウ　地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を１名以上配置していること。	□はい □いいえ □非該当	
	エ　当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。	□はい □いいえ □非該当	
	【厚生労働大臣が定める利用者】 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 ※　認知症加算は、共生型地域密着型通所介護を算定している場合は、算定しません。 ※　認知症加算は、暦月ごとに、基準第２０条第１項に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算で２以上確保する必要があります。 　このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で２以上確保していれば加算の要件を満たすこととします。 　なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第２位以下を切り捨てるものとします。 　具体的な計算方法については、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）の問25を参照してください。 ※　「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者を指すものとし、これらの者の割合については、前年度（３月を除く。）又は届出日の属する月の前３月の１月当りの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めません。		平27厚労告94 第35号の5 平18厚告126 別表2の2 注18 平18-0331005 第2の3の2 (15)

	具体的な計算方法については、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）の問31を参照してください。 なお、利用実人員数による計算を行う場合、月途中で認知症高齢者の日常生活自立度が変更になった場合は、月末の認知症高齢者の日常生活自立度を用いて計算します。 ※　利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるものとします。 イ　前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできません。 ロ　前３月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近３月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに市長に届出を提出しなければなりません。 ※　「認知症介護の指導に係る専門的な研修①」、「認知症介護に係る専門的な研修②」、「認知症介護に係る実践的な研修③」とは、それぞれ、①「認知症介護実践者等養成事業の実施について(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について(平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省計画課長通知)」に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び「認知症看護に係る適切な研修」、②「認知症介護実践リーダー研修」、③「認知症介護実践者研修」を指します。 ※　認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症看護に係る適切な研修の修了者は、地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて１名以上配置する必要があります。 ※　「認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ※　認知症加算について、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者に対して算定することができます。また、中重度者ケア体制加算の算定要件も満たす場合は、認知症加算の算定とともに、中重度者ケア体制加算も算定できます。 ※　認知症加算を算定している事業所にあっては、認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成してください。		
7-21 若年性認知症利用者受入加算 （地域密着型通所介護）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った地域密着型通所介護事業所において、若年性認知症利用者（介護保険法施行令第２条第６号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった者をいう。）に対して地域密着型通所介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、１日につき６０単位（介護予防通所介護サービスでは１月につき２４０単位）を所定単位数に加算していますか。	□はい □いいえ □非該当	平18厚告126 別表2の2 注19
	【厚生労働大臣が定める基準】 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。 ※　受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行ってください。 ※　若年性認知症利用者受入加算は、認知症加算を算定している場合は算定しません。		平27厚労告95 第18号 平18-0331005 第2の3の2 (16) 平18厚告126 別表2の2 注19
7-22 栄養アセスメ	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った地域	□はい □いいえ	平18厚告126 別表2の2 注20

ント加算 （地域密着型通所介護・予防通所）	密着型通所介護事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、１月につき５０単位を所定単位数に加算していますか。 (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を１名以上配置していること。 (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。 (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 (4) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	□非該当	平27厚労告95 第18号の2
	※　栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。 ※　当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を１名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を１名以上配置して行うものです。 ※　栄養アセスメントについては、３月に１回以上、アからエまでに掲げる手順により行うこととします。 あわせて、利用者の体重については、１月毎に測定してください。 ア　利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握してください。 イ　管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行ってください。 ウ　ア及びイの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行ってください。 エ　低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼してください。 ※　栄養ケア・マネジメント等に関する基本的な考え方並びに事務処理手順例及び様式例については、「リハハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（和6年3月15日付け通知）の第四に示されています。 ・　栄養スクリーニングの結果の記録、栄養アセスメントの実施は、別紙様式４－３－１「栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング（通所・居宅）」を参照の上、作成する。 ※　原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定しませんが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できます。 ※　介護予防通所介護サービスでは、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定できません。 ※　厚生労働省への情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うこととします。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 サービスの質の向上を図るため、ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定（Plan）、当該決		平18-0331005 第2の3の2 (17

	定に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、サービスの質の管理を行ってください。 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。		
7-23 栄養改善加算 （地域密着型通所介護・予防通所）	次のア～オのいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、３月以内の期間に限り１月に２回を限度として１回につき２００単位（介護予防通所介護サービスでは１月につき２００単位）を所定単位数に加算していますか。 ただし、栄養改善サービスの開始から３月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。 ※　栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。	□はい □いいえ □非該当	平18厚告126 別表2の2 注21 平18-0331005 第2の3の2 (18)①
	ア　当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養改善加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を1名以上配置していること。	□はい □いいえ □非該当	平18-0331005 第2の3の2 (18)②
	イ　利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。	□はい □いいえ □非該当	
	ウ　利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。	□はい □いいえ □非該当	
	エ　利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。	□はい □いいえ □非該当	
	オ　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	□はい □いいえ □非該当	平27厚労告95 第19号
	【栄養改善加算を算定できる利用者】 栄養改善サービスを算定できる利用者は、次のアからオのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者としていますか。 ア　ＢＭＩが１８．５未満である者 イ　１～６月間で３％以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.(11)の項目が「１」に該当する者 ウ　血清アルブミン値が３．５g／dl以下である者 エ　食事摂取量が不良（７５％以下）である者 オ　その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者 ※　次のような問題を有する者については、上記ア～オのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認してください。 ・　口腔及び摂食・嚥下機能の問題（基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「１」に該当する者などを含む。） ・　生活機能の低下の問題	□はい □いいえ □非該当	平18-0331005 第2の3の2 (18)③

	・　褥瘡に関する問題 ・　食欲の低下の問題 ・　閉じこもりの問題（基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「１」に該当する者などを含む。） ・　認知症の問題（基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「１」に該当する者などを含む。） ・　うつの問題（基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、２項目以上「１」に該当する者などを含む。）		
	【栄養改善サービスの提供の手順】 ①　利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握していますか。	□はい □いいえ	平18-0331005 第2の3の2 (18)④⑤
	②　利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行い、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成していますか。	□はい □いいえ	
	③　作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ていますか。 ※　栄養ケア計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができます。	□はい □いいえ	
	④　栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供していますか。 ※　栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正してください。	□はい □いいえ	
	⑤　栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供していますか。	□はい □いいえ	
	⑥　利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね３月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行っていますか。 ※　評価の結果を、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供してください。 ※　評価の結果、「栄養改善加算を算定できる利用者」の要件（上記ア～オ）のいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供します。 ※　要支援者等に対する当該サービスの実施に当たっては、栄養ケア計画に定める栄養改善サービスをおおむね３月実施した時点で栄養状態の改善状況について評価を行い、その結果を当該要支援者等に係る地域包括支援センター等に報告するとともに、栄養状態に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了するものとします。	□はい □いいえ	総合事業費用 通知 第3の3(9)
	※　サービスの提供の記録において、利用者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はありません。		
	※　栄養ケア・マネジメント等に関する基本的な考え方並びに事務処理手順例及び様式例については、「リハハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の		

	実施及び一体的取組について」（和6年3月15日付け通知）の第四に示されています。 ・　栄養スクリーニングの結果の記録、栄養アセスメントの実施は、別紙様式４－３－１「栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング（通所・居宅）」を参照の上、作成する。 ・　栄養ケア計画は、別紙様式４－３－２「栄養ケア計画書（通所・居宅）」を参照の上、作成する。 ・　モニタリングは、別紙様式４－３－１「栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング（通所・居宅）」を参照の上、作成する。		
7-24 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(Ⅱ)（地域密着型通所介護・予防通所)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する地域密着型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、１回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しません。	□はい □いいえ □非該当	平18厚告126 別表2の2 注22
	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）２０単位	□はい □いいえ □非該当	
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）　５単位	□はい □いいえ □非該当	
	【厚生労働大臣が定める基準】 **口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）** 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 (2) 利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 (3) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 (4) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。 a　栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。 b　当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。 (5) 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。		平27厚労告95 第51号の7
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） ア　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 a　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）の(1)及び(3)に掲げる基準に適合すること。 b　算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している間である又		

	は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。 c　算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。 (2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 a　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）の（2）及び（3）に掲げる基準に適合すること。 b　算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。 c　算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。 d 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。		
	※　口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」という。）及び栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。 　なお、介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握してください。 ※　口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施すべきものです。ただし、大臣基準第19号の２ロに規定する場合にあっては、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定することができます。 ※　口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供してください。 ア 口腔スクリーニング a 硬いものを避け、柔らかいものばかりを中心に食べる者 b 入れ歯を使っている者 c むせやすい者 イ 栄養スクリーニング a ＢＭＩが18.5 未満である者 b １～６月間で３％以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストの№11 の項目が 「１」に該当する者 c 血清アルブミン値が3.5ｇ／dl 以下である者 d 食事摂取量が不良（75%以下）である者 ※　口腔・栄養スクリーニング加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順例及び様式例については、「リハハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（和6年3月15日付け通知）の第五に示されています。 ・　口腔・栄養スクリーニングは、別紙様式５－１「口腔・栄養スクリーニング様式」を用いて行うこと。 ※　口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口		平18-0331005 第2の3の2 (19)

	腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施してください。 ※　口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要だと判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できます。		
7-25 口腔機能向上加算(Ⅰ)(Ⅱ) （地域密着型通所介護・予防通所）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心向上に資すると認められるもの（以下口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、３月以内の期間に限り１月に２回を限度として１回につき（介護予防通所介護サービスでは１月につき）次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 また、口腔機能向上サービスの開始から３月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。	□はい □いいえ □非該当	平18厚告126 別表2の2 注23
	(1)　口腔機能向上加算（Ⅰ）　　１５０単位	□はい □いいえ □非該当	
	(2)　口腔機能向上加算（Ⅱ）　　１６０単位	□はい □いいえ □非該当	
	【厚生労働大臣が定める基準】 **ア　口腔機能向上加算（Ⅰ）** 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		平27厚労告95 第51号の8
	(1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置していること。	□はい □いいえ	
	(2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。	□はい □いいえ	
	(3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。	□はい □いいえ	
	(4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。	□はい □いいえ	
	(5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	□はい □いいえ	
	イ　口腔機能向上加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	(1) ア (1) から (5) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	□はい □いいえ	

	(2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	□はい □いいえ	
	【口腔機能向上加算を算定できる利用者】 ① 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のア～ウまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者としていますか。 ア 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の３項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者 イ 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の３項目のうち、２項目以上が「1」に該当する者 ウ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者 ※ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じてください。 なお、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合にあっては、加算は算定できません。	□はい □いいえ	平18-0331005 第2の3の2 (20)③④
	【口腔機能向上サービスの提供の手順】 ① 利用者ごとの口腔機能等の口腔の健康状態を、利用開始時に把握していますか。	□はい □いいえ	平18-0331005 第2の3の2 (20)⑤～⑧
	② 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成していますか。	□はい □いいえ	
	③ 作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ていますか。 ※ 口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができます。	□はい □いいえ	
	④口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供していますか。 ※ 口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正してください。	□はい □いいえ	
	⑤ 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね３月ごとに口腔機能の状態の評価を行っていますか。 ※ 評価の結果については、担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供してください。 ※ 評価の結果、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供します。 ア 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者 イ 口腔機能向上サービスを継続しないことにより、口腔機能が著しく低下するおそれのある者 ※ 要支援者等に対する当該サービスの実施に当たっては、口腔機能改善管理指導計画に定める口腔機能向上サービスをおおむね３月実施した時点で口腔機能の状態の評価を行い、その結果を当該要支援者に係る地域包括支援センター等	□はい □いいえ	

	に報告するとともに、口腔機能向上に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了するものとします。		
	※　サービスの提供の記録において、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はありません。		
	※　口腔機能向上加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順例及び様式例については、「リハハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（和6年3月15日付け通知）の第八に示されています。 ・　口腔の健康状態の評価（再評価）、口腔機能改善管理指導計画、実施上の問題点の把握は、別紙様式６－４「口腔機能向上サービスに関する計画書（様式例）」を参照の上、作成する。 ※　厚生労働省への情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うこととします。 ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 サービスの質の向上を図るため、ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成（Plan）、当該計画に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、サービスの質の管理を行ってください。 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。		
7-26 一体的サービス提供加算 （予防通所）	次の基準に適合しているものとして、市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、１月につき４８０単位を加算していますか。 ※　栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は算定できません。 ※　当該加算は、運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施することにより、要支援者等の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供することを目的とするものです。なお、算定に当たっては以下に留意してください。 ①　栄養改善加算及び口腔機能向上加算に掲げる各サービスの取扱いに従い適切に実施していること。 ②　運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施するに当たって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討すること。	□はい □いいえ □非該当	市告示129 別表2 3の(6) 総合事業費用通知 第3の3(11)
7-27 科学的介護推進体制加算 （地域密着型通所介護・予防通所）	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し地域密着型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、１月につき４０単位を所定単位数に加算していますか。 ア　利用者ごとのＡＤＬ値（ＡＤＬの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。）、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 イ　必要に応じて地域密着型通所介護計画を見直すなど、地域密着型通所介護の提供に当たって、アに規定する情報その他地域密着型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 ※　当該加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに算定要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものです。 ※　厚生労働省への情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うこととします。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システ	□はい □いいえ □非該当	平18厚告126 別表2の2 注24 平18-0331005 第2の3の2 (21)

	ム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 ※　事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められます。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはなりません。 ア　利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Plan）。 イ　サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Do）。 ウ　ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Check）。 エ　検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める（Action）。		
7-28 同一建物等に居住する利用者に対する取扱い （地域密着型通所介護・予防通所）	地域密着型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は地域密着型通所介護事業所と同一建物から当該地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、地域密着型通所介護を行った場合は、１日につき９４単位（介護予防通所介護サービスでは、(1)介護予防通所介護サービス費のアを算定している場合は1月につき３７６単位、(1)介護予防通所介護サービス費のイを算定している場合は1月につき７５２単位）を所定単位数から減算していますか。 ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではありません。 ※　「同一建物」とは、当該地域密着型通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の１階部分に地域密着型通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。 また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該地域密着型通所介護事業所の地域密着型通所介護事業者と異なる場合であっても該当します。 なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象となりません。 具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難（当該建物にエレベーターがない又は故障中の場合）である者に対し、２人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該地域密着型通所介護事業所の間の往復の移動を介助した場合に限られます。 ただし、この場合、２人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について地域密着型通所介護計画に記載してください。 また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければなりません。 ※　介護予防通所介護サービスで、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して１月を通じて当該サービスを提供する日ごとに送迎を行った場合は、例外的に減算対象となりません。 この場合の具体的な例及び記録等については、地域密着型通所介護と同様です。	□はい □いいえ □非該当	平18厚告126 別表2の2 注28 平18-0331005 第2の3の2 (22) 総合事業費用通知 第3の3(4)
7-29 送迎を行わない場合 （地域密着型通所介護・予防通所・交流	利用者に対して、その居宅と地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき４７単位（交流型通所サービス、運動型通所サービスは３８単位）を所定単位数から減算していますか。 ※　利用者が自ら地域密着型通所介護事業所に通う場合、利用者の家族等が、当該地域密着型通所介護事業所への送迎を行う場合など、当該地域密着型通所介	□はい □いいえ □非該当	平18厚告126 別表2の2 注29 平18-0331005 第2の3の2 (23)

型・運動型）	護事業所の従業者が利用者の居宅と地域密着型通所介護事業所との間の送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となります。 ただし、事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に地域密着型通所介護を行った場合の減算の対象となっている場合には、本減算の対象となりません。 ※ 送迎に係る業務について第三者へ委託を行うことも可能とされています。送迎に係る業務が委託され、受託した事業者により、利用者の居宅と事業所との間の送迎が行われた場合は、送迎減算は適用されません。（令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.１）問67） ※ 介護予防サービスでは、(1)介護予防通所介護サービス費のアを算定している場合は１月につき３７６単位を、(1)介護予防通所介護サービス費のイを算定している場合は１月につき７５２単位を限度とします。		
7-30 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（地域密着型通所介護・予防通所）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った地域密着型通所介護事業所が利用者に対し地域密着型通所介護を行った場合は、次の区分に従い、１回につき次の所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。		平18厚告126 別表2の2 二
	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 地域密着型通所介護　２２単位（１回につき） 介護予防通所介護サービス （ア）事業対象者・要支援１　８８単位（１月につき） （イ）事業対象者・要支援２　１７６単位（１月につき）	□はい □いいえ □非該当	
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 地域密着型通所介護　１８単位（１回につき） 介護予防通所介護サービス （ア）事業対象者・要支援１　７２単位（１月につき） （イ）事業対象者・要支援２　１４４単位（１月につき）	□はい □いいえ □非該当	
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 地域密着型通所介護　６単位（１回につき） 介護予防通所介護サービス （ア）事業対象者・要支援１　２４単位（１月につき） （イ）事業対象者・要支援２　４８単位（１月につき）	□はい □いいえ □非該当	
	【厚生労働大臣が定める基準】 **ア　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）** 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)次のいずれかに適合すること。 ・ 地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 ・ 地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 (2)定員超過利用･人員基準欠如に該当していないこと。		平27厚労告95 第51号の9
	イ　サービス提供体制強化加算（Ⅱ） (1)地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (2)定員超過利用･人員基準欠如に該当していないこと。		
	ウ　サービス提供体制強化加算（Ⅲ） (1)次のいずれかに適合すること。 ・ 地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 ・ 地域密着型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2)定員超過利用･人員基準欠如に該当していないこと。		
	※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く）の平均を用います。		準用（平18-0331005第2の2

			(20)④)
	※　前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出を行った月以降においても、直近３月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに市長に届出を提出しなければなりません。 　したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、４月目以降、届出が可能となるものです。		準用（平18-0331005第2の2(20)④)
	※　介護福祉士については、各月の前月の末日時点で 資格を取得している者とします。		
	※　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。		準用（平18-0331005第2の2(20)⑥)
	※　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとします。 ※　同一の事業所において介護予防通所介護サービスを一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととします。 ※　地域密着型通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとします。		準用（平18-0331005第2の2(20)⑦) 平18-0331005第2の3の2(27)②③
7-31 介護職員等処遇改善加算 （地域密着型通所介護・予防通所・交流型・運動型） ※令和８年６月１日施行の改正後の基準を記載している。 ※改正前の基準に基づいて令和８年４月・５月に適用となる介護職員等処遇改善加算は省略している。	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 算定した総単位数（※）の1000分の117に相当する単位数 ※以下の①～⑩の基準のいずれにも適合すること。 (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 算定した総単位数（※）の1000分の127に相当する単位数 ※以下の①～⑪の基準のいずれにも適合すること。 (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 算定した総単位数（※）の1000分の115に相当する単位数 ※以下の①～⑨の基準のいずれにも適合すること。 (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 算定した総単位数（※）の1000分の125に相当する単位数 ※以下の①～⑨、⑪の基準のいずれにも適合すること。 (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 算定した総単位数（※）の1000分の105に相当する単位数 ※以下の①(一)、②～⑧の基準のいずれにも適合すること。 (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 算定した総単位数（※）の1000分の89に相当する単位数 ※以下の①(一)、②～⑥、⑦(一)～(四)、⑧の基準のいずれにも適合すること。 ※　上記の「算定した総単位数」 単位数表の「地域密着型通所介護費」のイからニまでにより算定した単位数（基本となる単位数に各種加算・減算の計算を行った後の総単位数） ※　いずれかの加算を算定している場合、その他の加算は算定しない。	□はい □いいえ 算定区分 □(Ⅰ)イ □(Ⅰ)ロ □(Ⅱ)イ □(Ⅱ)ロ □(Ⅲ) □(Ⅳ)	平18厚告126別表2の2 ホ注
	【厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告95）第五十一号の十（第四十八号準用）】 ※　以下の基準①～⑪の内容については、当該告示基準と「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和８年度分）」（令和8年3月13日付け厚生労働省老健局長通知）とをまとめて記載している。		平18-0331005第2の3の2(28)

〔賃金改善の実施に係る基本的な考え方〕

※　介護サービス事業者又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業の事業者を含む。以下「介護サービス事業者等」という。）は、処遇改善加算の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」といい、当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）を実施しなければならない。

※　賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする項目を特定した上で行うものとする。この場合、「特別事情届出書」の届出（以下の基準③に規定する届出）を行う場合を除き、特定した項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

※　令和８年度に、令和７年度と比較して増加した加算額（処遇改善加算の新規算定や上位区分への移行（令和８年６月以降の処遇改善加算Ⅰロ及びⅡロへの移行も含む。）により増加した加算額に加え、令和８年度介護報酬改定による加算率の引上げ（令和８年６月以降の算定分に限る。）により増加した加算額をいう。）について、介護サービス事業者等は、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たに増加した処遇改善加算の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金改善を新規に実施しなければならない。

　その際、新規に実施する賃金改善は、ベースアップ（賃金表の改訂により基本給又は決まって毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることをいう。以下同じ。）により行うことを基本とする。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合（例えば、賃金体系等を整備途上である場合）には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。

※　処遇改善加算を用いて行う賃金改善における職種間の賃金配分については、介護職員、特に「経験・技能のある介護職員」（介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数１０年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各介護サービス事業者等の裁量で設定することとする。以下同じ。）の処遇改善が重要であることに留意しつつ、介護サービス事業者等の判断により、事業所内で柔軟な配分を認めることとする。ただし、例えば、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所のみに賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと。

〔介護職員等処遇改善加算の要件〕

①　介護職員その他の職員の「賃金改善」（退職手当を除く賃金の改善）について、次に掲げる基準(一)(二)のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一)【月額賃金改善要件（月給による賃金改善）】

　当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

※　処遇改善加算Ⅳの加算額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の改善に充てること。また、事業所等が処遇改善加算Ⅳ以外の区分の処遇改善加算を算定する場合にあっては、仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の２分の１以上を基本給等の改善に充てること。

※　処遇改善加算を未算定の介護サービス事業所等が新規に処遇改善加算を算定し始める場合を除き、本要件を満たすために、賃金総額を新たに増加させる必要はない。したがって、基本給等以外の手当又は一時金により行っている賃金改善の一部を減額し、その分を基本給等に付け替えることで、本要件を満たすこととして差し支えない。

※　既に本要件を満たしている事業所等においては、新規の取組を行う必要

はない。ただし、この要件を満たすために、新規の基本給等の引上げを行う場合、当該基本給等の引上げはベースアップ（賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること）により行うことを基本とする。

（二）【キャリアパス要件Ⅳ（改善後の年額賃金改善）】
当該事業所において、「経験・技能のある介護職員」（介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者）のうち１人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

※　経験・技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（処遇改善加算を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額４４０万円以上であること（処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額４４０万円以上である者を除く。）。ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。
・　小規模事業所等で職種間の賃金バランスに配慮が必要な場合
・　職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額４４０万円まで賃金を引き上げることが困難な場合
・　年額４４０万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合

※　令和８年度においては、処遇改善加算の申請時点において、⑪の「令和８年度特例要件」を満たす介護サービス事業所等に限り、処遇改善計画書において令和９年３月末までに上記の賃金改善を行うことを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点からキャリアパス要件Ⅳを満たしているものとして取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、令和９年３月末までに当該賃金改善を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。

② 当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。

③ 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。

④ 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。

⑤ 算定日が属する月の前１２月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

⑥ 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

⑦ 次に掲げる基準(一)～(六)のいずれにも適合すること。

【キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）】
(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

※　次の1)から3)までを全て満たすこと。
1) 介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
2) 1)に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。
3) 1)及び2)の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備

し、全ての介護職員に周知していること。

※　常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記3)の要件を満たすこととしても差し支えない。

※　令和８年度においては、処遇改善加算の申請時点において、⑪の「令和８年度特例要件」を満たす介護サービス事業所等に限り、処遇改善計画書において令和９年３月末までに上記1)及び2)の定めの整備を行うことを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点からキャリアパス要件Ⅰを満たしているものとして取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、令和９年３月末までに当該定めの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告することとする。

【キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）】

(三)　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四)　(三)について、全ての介護職員に周知していること。

※　次の1)及び2)を満たすこと。

1)　介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びａ又はｂに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

ａ　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（0JT、0FF-JT 等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。

ｂ　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

2)　1)について、全ての介護職員に周知していること。

※　ただし、令和８年度においては、処遇改善加算の申請時点において、⑪の「令和８年度特例要件」を満たす介護サービス事業所等に限り、処遇改善計画書において令和９年３月末までに上記1)の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点からキャリアパス要件Ⅱを満たしているものとして取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、令和９年３月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告することとする。

【キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）】

(五)　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六)　(五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

※　次の1)及び2)を満たすこと。

1)　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のａからｃまでのいずれかに該当する仕組みであること。

ａ　経験に応じて昇給する仕組み

「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。

ｂ　資格等に応じて昇給する仕組み

介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

ｃ　一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

2)　1)の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

※　常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記2)の要件を満たすこととしても差し支えない。

※　令和８年度においては、処遇改善加算の申請時点において、⑪の「令和８年度特例要件」を満たす介護サービス事業所等に限り、処遇改善計画書において令和９年３月末までに上記1)の仕組みの整備を行うことを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点からキャリアパス要件Ⅲを満たしているものとして取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、令和９年３月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。

【職場環境等要件】

⑧　②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

⑨　⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

※　処遇改善加算ⅠイからⅣまでのいずれかを算定する場合は、別紙１表４（職場環境等要件）に掲げる処遇改善の取組を実施し、その内容等を全ての職員に周知すること。なお、別紙１表４は、本シートでは省略しているので、別途通知を参照のこと。

※　処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ又はⅡロを算定する場合は、別紙１表４の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに２以上の取組を実施し、処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、上記の区分ごとに１以上の取組を実施すること。

※　処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ又はⅡロを算定する場合は、同表中「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち３以上の取組（うち⑰又は⑱は必須）を実施し、処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち２以上の取組を実施すること。

ただし、生産性向上推進体制加算を算定している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとし、１法人あたり１の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、㉔の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする。

※　処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ又はⅡロを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、処遇改善加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を「事業所の特色」欄に記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

※　ただし、令和８年度においては、処遇改善加算の申請時点において、⑪の「令和８年度特例要件」を満たす介護サービス事業所等に限り、処遇改善計画書において令和９年３月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点から職場環境等要件を満たしているものとして取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、令和９年３月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。

⑩【キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）】

地域密着型通所介護費、介護予防通所介護サービス費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。

※　交流型通所サービス費、運動型通所サービス費では、併設する地域密着型通所介護事業所又は介護予防通所介護サービス事業所においてサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。

⑪【令和８年度特例要件】

※　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　ケアプランデータ連携システムを利用していること。

(二)　社会福祉連携推進法人に所属していること。

	※　ケアプランデータ連携システム（厚生労働省がケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認めたものを含む。）を利用していること。 　ただし、処遇改善加算の申請時点において、ケアプランデータ連携システムを利用していない場合であっても、ケアプランデータ連携システムへ加入し、利用することを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点から本要件を満たしているものとして取り扱うこととする。なお、当該誓約をした場合は、令和９年３月末までに、ケアプランデータ連携システムを利用した上で、実績報告書においてケアプランデータ連携システムの利用実績について報告することとする。 ※　介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉法第128条第１号イに規定する社会福祉連携推進法人に所属していること。 〔処遇改善加算の停止〕 市長は、処遇改善加算を取得する介護サービス事業者等が以下の①又は②に該当する場合は、既に支給された処遇改善加算の一部若しくは全部を不正受給として返還させること又は処遇改善加算を取り消すことができる。 ①　処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いながら特別事情届出書の届出が行われていない等、大臣基準告示及び本通知に記載の算定要件を満たさない場合 ②　虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合		
7-32 サービス種類相互の算定関係 （地域密着型通所介護・予防通所・交流型・運動型）	利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、地域密着型通所介護費は算定していませんか。	□はい □いいえ □非該当	平18厚告126 別表2の2 注26
	利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所介護サービス費（交流型通所サービス費、運動型通所サービス費）を算定していませんか。	□はい □いいえ □非該当	市告示129 別表2 3の注6、 4の注4、 5の注4
	利用者が一の介護予防通所介護サービス事業所において介護予防通所介護サービスを受けている間は、当該介護予防通所介護サービス事業所以外の介護予防通所介護サービス事業所が介護予防通所介護サービスを行った場合に、介護予防通所介護サービス費を、算定していませんか。 利用者が介護予防通所介護サービス事業所において介護予防通所介護サービスを受けている間は、交流型通所サービス事業所が交流型通所サービスを行った場合、交流型通所サービス費を算定していませんか。 利用者が介護予防通所介護サービス事業所において介護予防通所介護サービスを受けている間は、運動型通所サービス指定事業所が運動型通所サービスを行った場合、運動型通所サービス費を算定していませんか。	□はい □いいえ □非該当 □はい □いいえ □非該当 □はい □いいえ □非該当	市告示129 別表2 3の注7、 4の注5、 5の注5